

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年3月8日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西 恵正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース アジア・ウェイブ マネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年3月9日から平成30年9月7日まで) アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース 3兆円を上限とします。 アジア・ウェイブ マネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ファンドの名称	本書における表記	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	円コース	各通貨 コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	韓国ウォンコース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	中国元コース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	通貨バスケットコース	
アジア・ウェイブ マネープールファンド	マネープールファンド	

なお、上記ファンドを総称して「「アジア・ウェイブ」構成ファンド」あるいは「ファンド」という場合、それぞれのファンドを「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の本書における表記を使用する場合、「円コース」「韓国ウォンコース」「中国元コース」「豪ドルコース」「通貨バスケットコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行（売出）価格

発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5)【申込手数料】

(イ) 申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件などは販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「アジア・ウェイブ」構成ファンド³間におきましては、乗り換え(以下「スイッチング」⁴といいます。)が可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「アジア・ウェイブ」構成ファンドは、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「アジア・ウェイブ」の語句が付されています。

なお、「アジア・ウェイブ」構成ファンドの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

4 「スイッチング」とは、「アジア・ウェイブ」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「アジア・ウェイブ」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.am-one.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成30年 3月 9日から平成30年 9月 7日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.am-one.co.jp/>

（ 9 ）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 12 ）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信/海外/債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信/国内/債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
	年6回（隔月）	欧州	
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	
不動産投信		アフリカ	為替ヘッジ

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング	あり（フルヘッジ） なし
--	--	-----------------------	--------------------------------

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<韓国ウォンコース / 中国元コース / 豪ドルコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（ ）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信		アフリカ	為替ヘッジ
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング	あり（ ） なし

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<通貨バスケットコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
年2回	日本		
年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
		オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	中南米	為替ヘッジ
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	中近東(中東)	あり (適時部分ヘッジ)
		エマージング	
			なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

為替ヘッジは、通常の場合では行いませんが、アジア(オセアニア地域を含む)通貨全体が大きく下落すると想定される場合には純資産総額の50%までヘッジを行う場合があります。

< マネープールファンド >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	
中小型株			
債券	年4回	北米	
一般	年6回（隔月）	欧州	ファミリーファンド
公債			
社債	年12回（毎月）	アジア	
その他債券			
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		中近東（中東）	
		エマージング	
資産複合 （ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

<各ファンド共通>

その他資産（投資信託証券（債券 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
アジア オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアおよびオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジあり ^(注) (フルヘッジ) (適時部分ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし ^(注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内マネー・マザーファンドにも投資を行います。

※ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

b. ファンドの特色

1. 各通貨コースは、主として米ドルなどの先進国通貨建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」（以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。運用：UOBアセット・マネジメント）と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」（運用：アセットマネジメントOne）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドは、国内マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチング以外の購入のお申し

込みはできません。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

UOBアセット・マネジメントについて

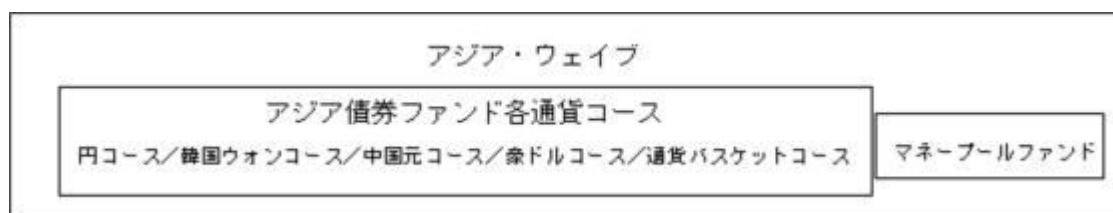
設立:1986年 本社:シンガポール

UOBアセット・マネジメントはシンガポールに本社を置く、同国の三大銀行の一つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行(大華銀行)グループの運用会社です。アジア各国に拠点を有し、運用資産についてもアジアの比率が高く、アジアに重点を置いた体制を敷いています。



2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、5つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、「アジア・ウェイブ」構成ファンド間でのスイッチングが可能です。

通貨コースは以下の5コースから選択できます。



各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

「アジア・ウェイブ」構成ファンドは、アセットマネジメントOneを委託会社とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「アジア・ウェイブ」の語句が付されています。スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

<通貨バスケットコースについて>

通貨バスケットコースの通貨部分の運用はアジア(オセアニア地域を含む)の10通貨に均等に投資した場合に得られる投資成果を上回ることを目標としています。

アジア(オセアニア地域を含む)の各通貨への投資配分は原則として純資産総額の0%~20%の範囲内とします。ただし、アジア(オセアニア地域を含む)通貨全体が大きく下落すると想定される場合には、純資産総額の50%まで対円でヘッジを行う場合があります。

豪ドル/中国元/インドルピー
韓国ウォン/シンガポールドル
タイバーツ/台湾ドル
マレーシアリンギット/インドネシアルピア
フィリピンペソ

各通貨コースの収益の源泉

1. アジア債券への投資

各通貨コースは、アジア(オセアニア地域を含む)の債券を実質的な投資対象とすることで、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

<アジア・ボンド・ファンドの債券部分の運用について>

アジア（オセアニア地域を含む）の政府、政府機関、企業が発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

なお、アジア（オセアニア地域を含む）現地通貨建ての債券にも投資する場合があります。

ポートフォリオの平均信用格付けは、BBB - 格相当以上とします。

個別銘柄については、原則として取得時点でBB - 格相当以上とします。（ソブリン債、準ソブリン債を除く）

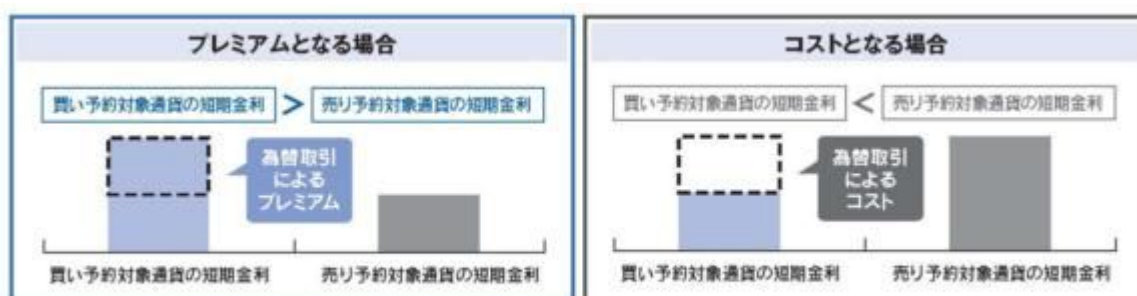
平均信用格付けとは、基準日時点でアジア・ボンド・ファンドが保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、アジア・ボンド・ファンドにかかる信用格付けではありません。

2. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れるアジア債券などの発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨（国）により金利水準は異なるため、アジア債券などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨とアジア債券などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利がアジア債券などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。



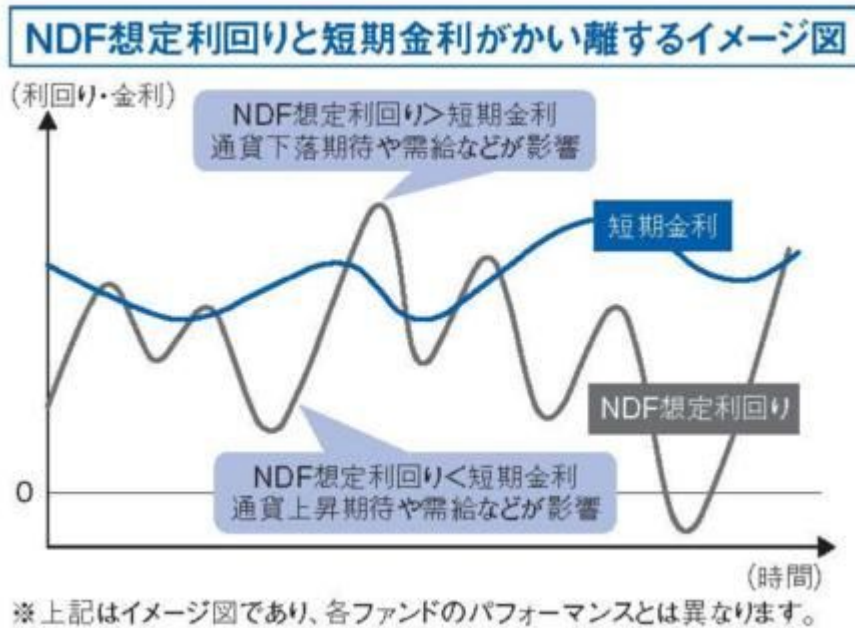
※上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

一部の新興国通貨（韓国ウォン、中国元、通貨バスケットコースの一部通貨）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。

NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

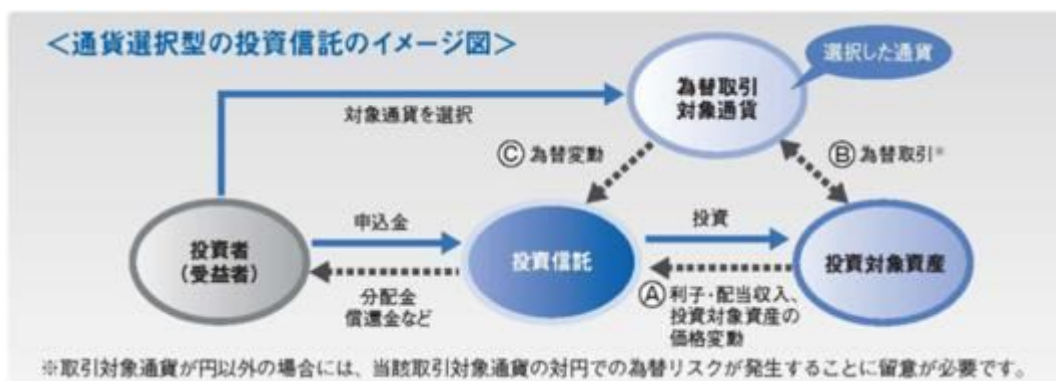


NDF 想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3. 為替変動による損益（円コースを除く）

実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となりま

す。

- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

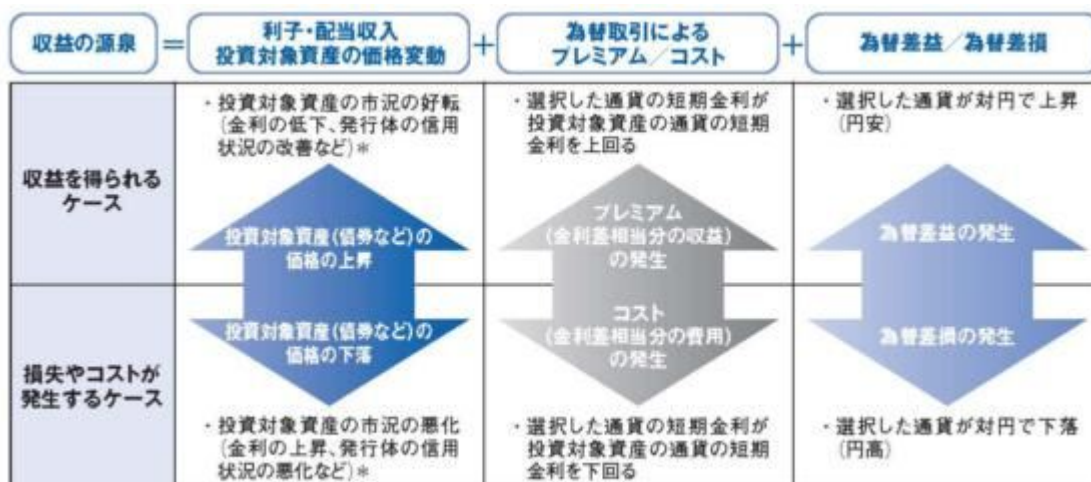
新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（株式、債券、不動産など）により異なります。

分配方針

<各通貨コース>

原則として、毎月8日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利息・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「原則として、利息・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。

また、基準価額水準、運用の状況などによっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<マネープールファンド>

原則として、年2回(毎年6月、12月の各月8日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



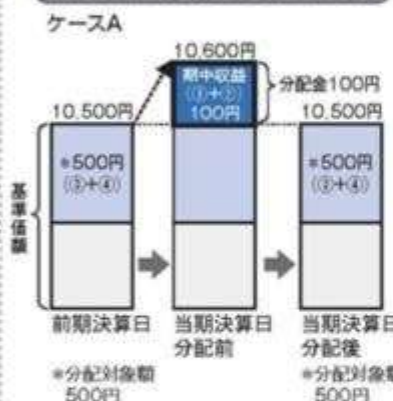
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

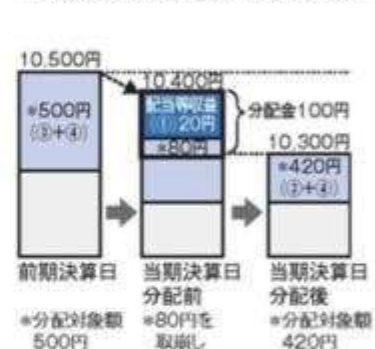


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC
<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

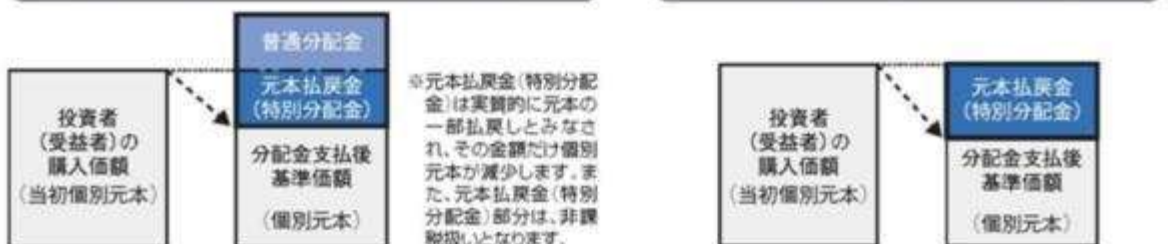
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年2月22日
平成26年6月25日
平成28年10月1日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社から
アセットマネジメントOne株式会社に承継

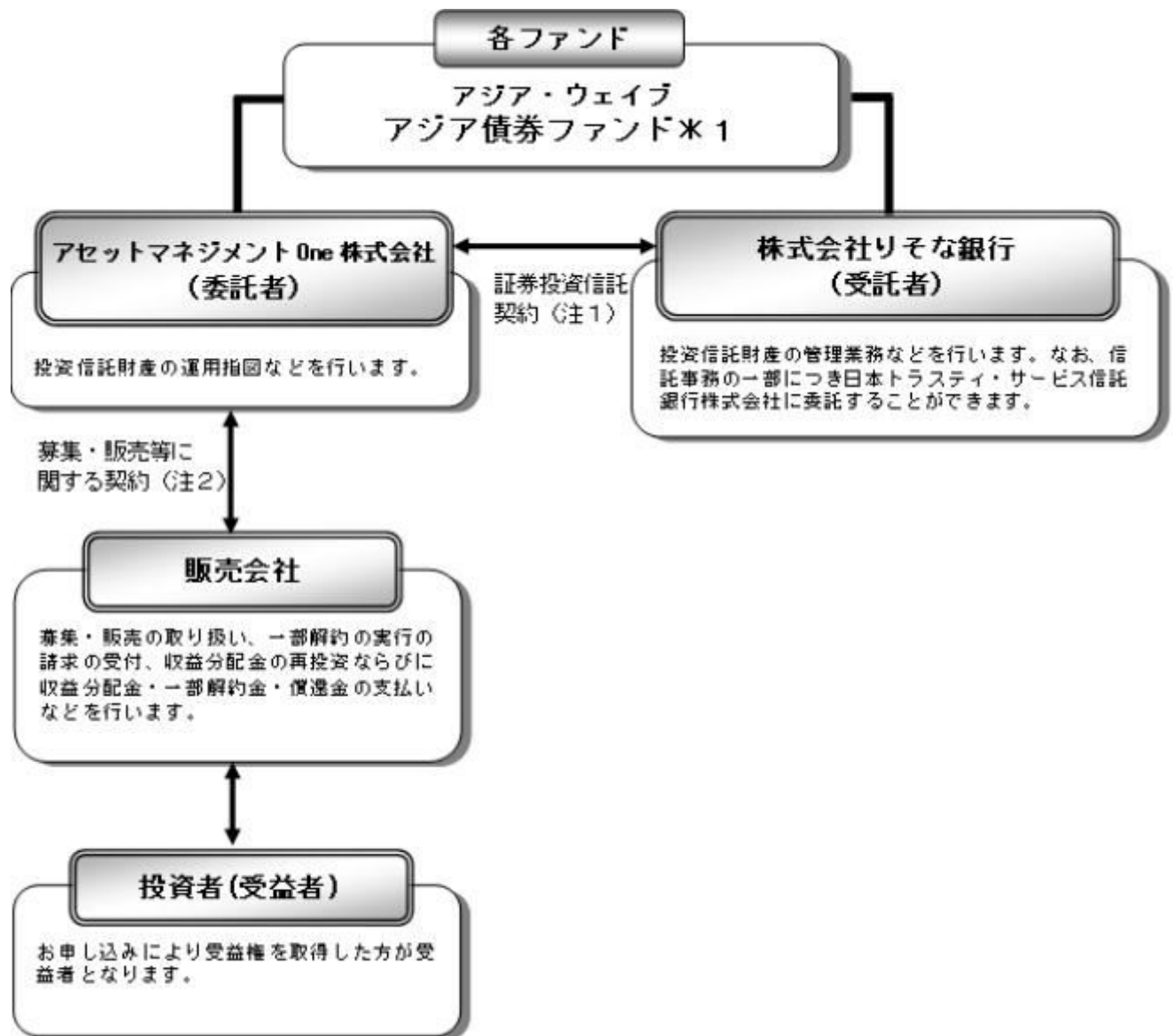
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

<各通貨コース>

図中の* 1、* 2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

* 1	円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
* 2	J P Yクラス	K R Wクラス	C N Yクラス	A U Dクラス	カレンシー・バスケット・クラス



(注1) 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

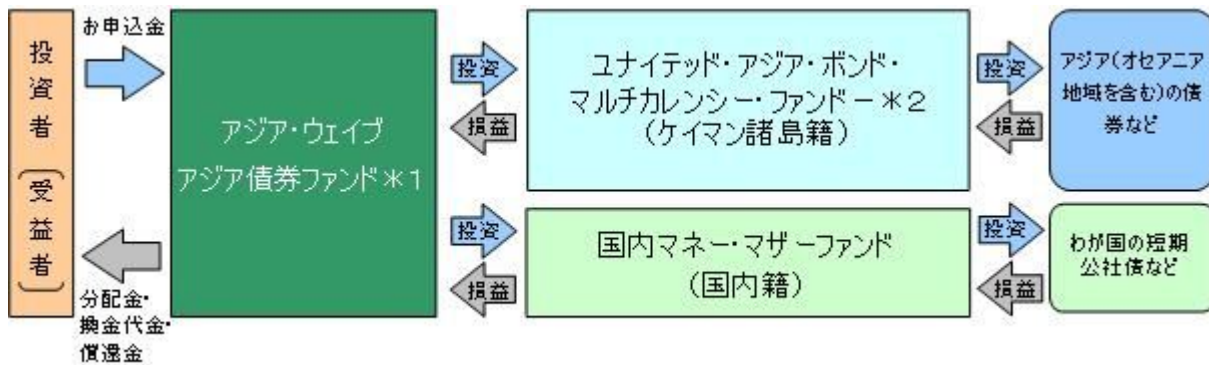
(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約

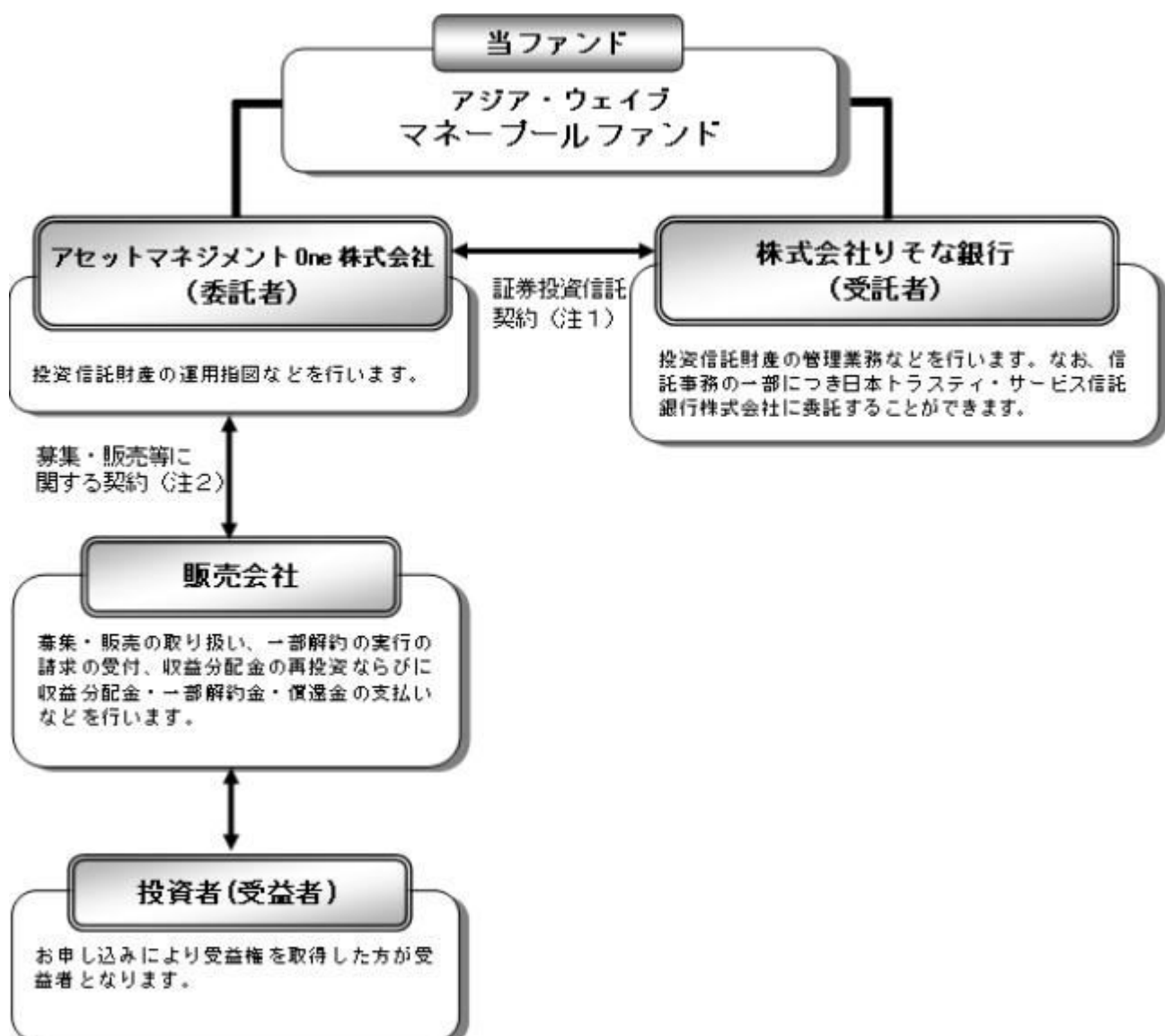
の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



<マネープールファンド>



（注1）証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注2）募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

（イ）資本金の額 20億円（平成29年12月29日現在）

（ロ）委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブルリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

（ハ）大株主の状況

（平成29年12月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス 株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド -
円コース	J P Yクラス
韓国ウォンコース	K R Wクラス
中国元コース	C N Yクラス
豪ドルコース	A U Dクラス

通貨バスケットコース

カレンシー・バスケット・クラス

(注)各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1. アジア・ボンド・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<マネープールファンド>

国内マネー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

<各通貨コース>

以下の投資信託証券を通じて、主として米ドル等の先進国通貨建てのアジア(オセアニア地域を含む)の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - * (以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。) 円建受益証券
内国証券投資信託 (親投資信託)	国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<マネープールファンド>

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各

ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. 国内マネー・マザーファンドの概要」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

<各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<マネープールファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

<各通貨コース>

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である国内マネー・マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - *円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券

3. コマーシャル・ペーパー

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売り戻し条件付きの買

い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借り入れ)に限り行うことができるもの
とします。

(ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融
商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含み
ます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除
きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への
対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げ
る金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープールファンド>

(イ)委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、株式会
社りそな銀行を受託者として締結された国内マネー・マザーファンドの受益証券ならびに
次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同
項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資
することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。
新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社
債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ
とをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号お
よび第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい
います。以下同じ。)に限ります。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるもの
をいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り
ます。)の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項
第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定め
るものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商
品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を
有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定め
るものをいいます。)
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第
11号で定めるものをいいます。)

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c．先物

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引

<マネーブルファンドのみ>

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

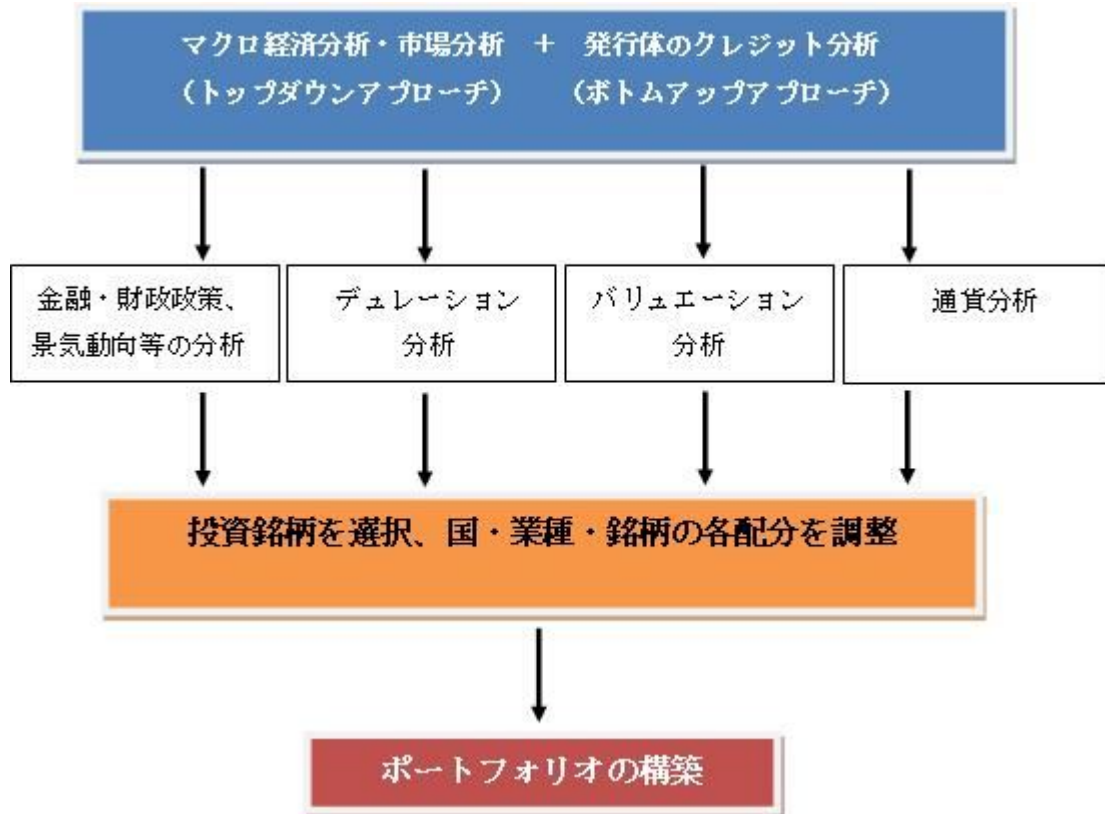
(ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたと
きは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. アジア・ボンド・ファンドの概要

ファンド名	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス / KRWクラス / CNYクラス / AUDクラス / カレンシー・バスケット・クラス(以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	主として米ドル建てのアジア(オセアニア地域を含む)の債券に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、豪ドル建て、ニュージーランドドル建ておよびアジア現地通貨建ての債券にも投資を行うことがあります。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として債券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行います。その上で、クラスごとに以下の為替取引を行います。 JPYクラス：原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 KRWクラス：原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。 CNYクラス：原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。 AUDクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 カレンシー・バスケット・クラス：原則として、米ドル売り、複数アジア通貨買いの為替取引を行います。複数アジア通貨とは、オセアニアを含むアジア通貨のなかから、通常の状態において5～10通貨程度で構成されたものです。ただし、リスク回避目的などで、アジア通貨買いの一部を円買いに切り替える場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ソブリン債などを除く同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・原則として、買付時においてBB-格相当以上の信用格付けを有する証券に限定します(ソブリン債などの場合を除く)。また、ポートフォリオ全体の平均信用格付けを、BBB-格相当以上とします。 ・他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券の空売りは行わないものとします。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないものとします。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に投資信託財産の総額の50%超を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
関係法人	投資顧問会社：UOBアセット・マネジメント・リミテッド 受託会社兼管理事務代行会社：BNY メロン ファンド マネジメント(ケイマン)リミテッド 副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店 保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.39% 上記料率には、投資顧問会社、受託会社兼管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管受託銀行への報酬が含まれます。 この他に、監査報酬、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用などが投資信託財産から支払われます。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
設定日	平成22年2月22日

運用プロセス



1. 当ファンドにおける運用は、発行体のクレジット分析や同一業種内における相対価値分析といったボトムアップアプローチと、マクロ経済やアジア公社債市場の分析等のトップダウンアプローチを融合させた形で行われます。
2. 各種の分析を元にポートフォリオの債券種別構成、デュレーション、投資銘柄を選択し、国、業種、銘柄の各投資ウェイトの調整を行います。
3. 以上のプロセスによりポートフォリオを構築しますが、個別銘柄の選択にあたっては、所属する業種の成長性分析に加え、個別企業等の信用リスク、流動性リスクを十分に勘案します。

出所：UOBアセット・マネジメントの資料を基にアセットマネジメントOne作成

運用プロセスは平成29年12月29日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年3月28日

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

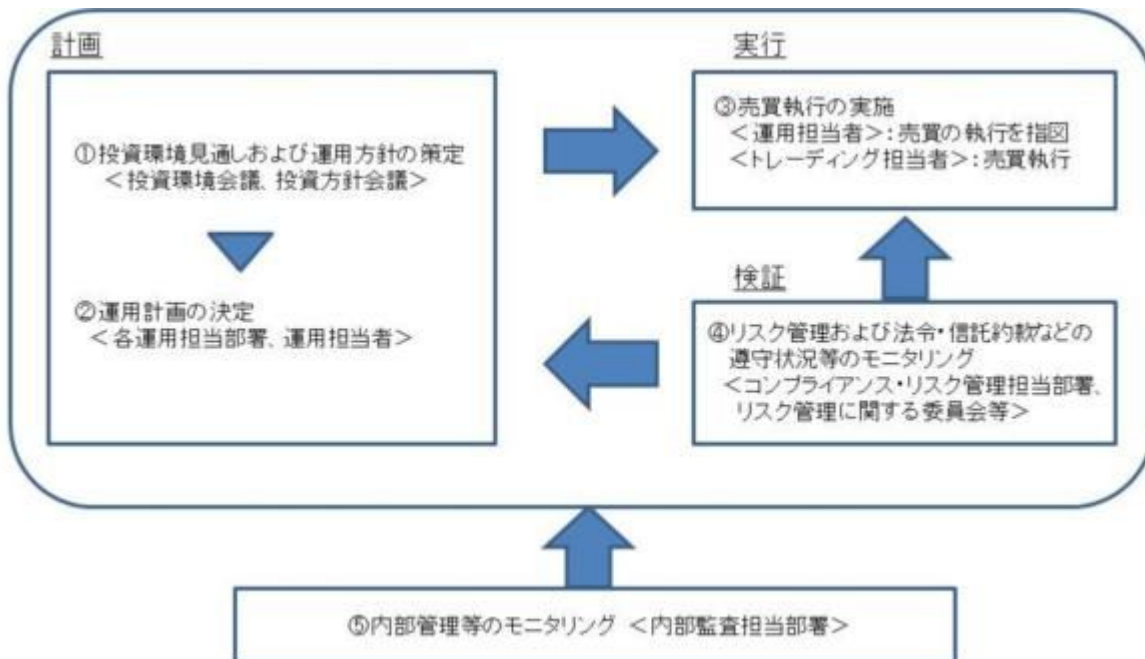
上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成30年 3月 8日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成29年12月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

マネープールファンドについては、上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

a. 収益分配方針

<各通貨コース>

収益分配は原則として、毎月8日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 上記2.にかかわらず、上記2.にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

<マネープールファンド>

収益分配は年2回、原則として、6月、12月の各月8日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネーボールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた

ときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(口) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(口)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反

しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二)上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

(ロ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

j. ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

<マネープールファンド>

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ)委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d．同一銘柄への投資制限

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- 1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g．公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h．資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- i . 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。
- j . デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- k . 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 法令に定める投資制限
- < マネープールファンドのみ >
- a . 同一の法人の発行する株式
- 委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。
- (投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(各通貨コースが投

資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド共通>

a. 信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる(債務不履行)があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

<各通貨コース>

d. 為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース(円コースを除く)

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けます。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

e. カントリーリスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税

制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学の問題を抱えており、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります、その影響を受けて各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

f. 特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

<各ファンド共通>

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券(ベビーファンド)が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入る有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券(ベビーファンド)の価額が変動する可能性があります。

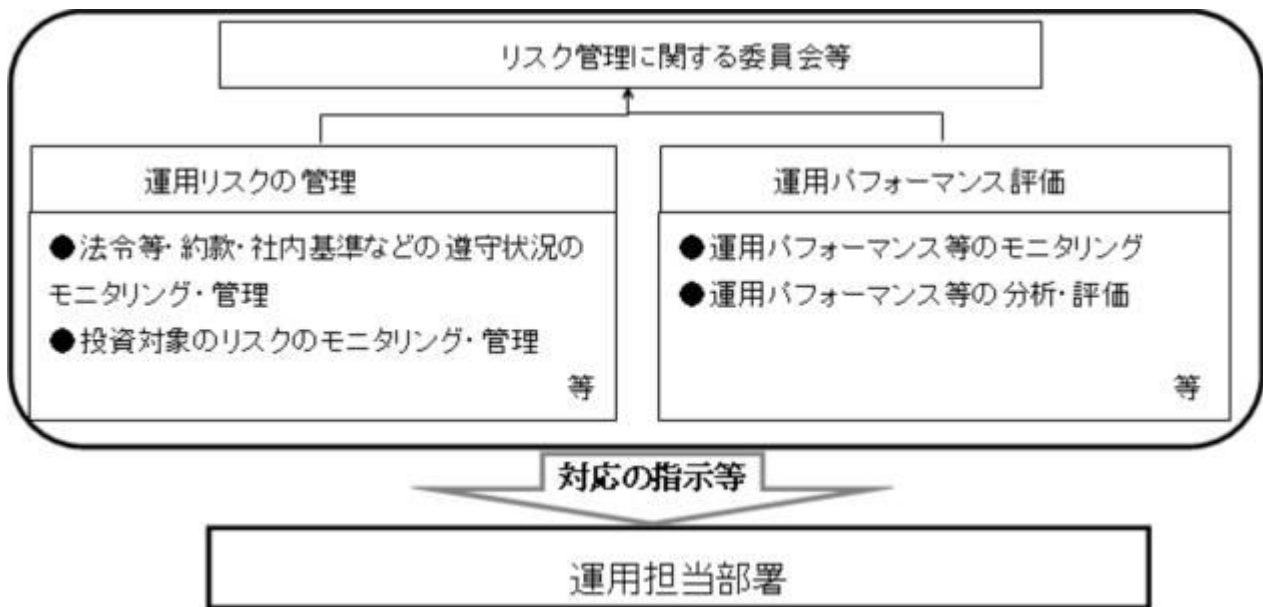
マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各通貨コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各通貨コースの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は平成29年12月29日現在のものであり、今後変更になることがあります。

<参考情報>

円コース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、配付前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

韓国ウォンコース

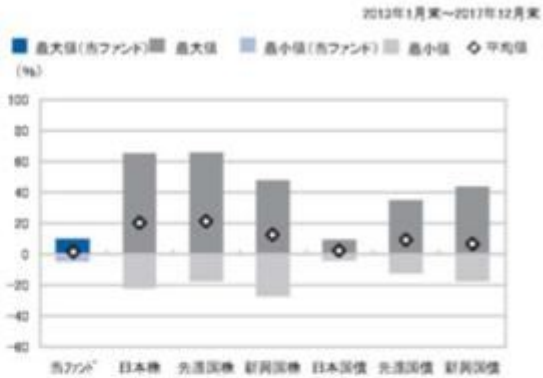
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、配付前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

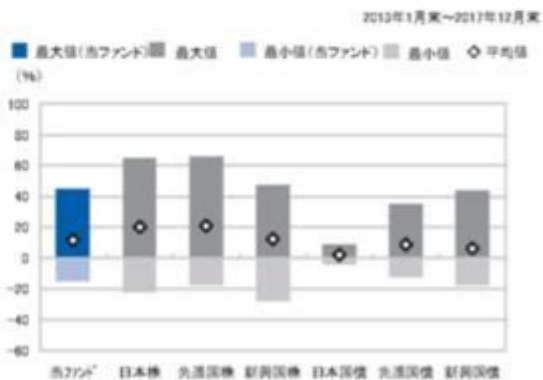
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	9.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△4.6	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	1.6	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0	6.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	44.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△14.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	11.8	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0	6.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

中国元コース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

豪ドルコース

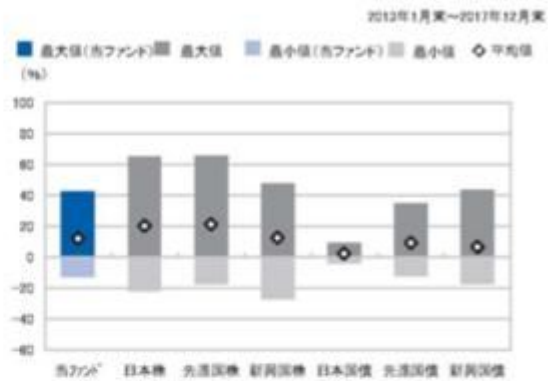
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

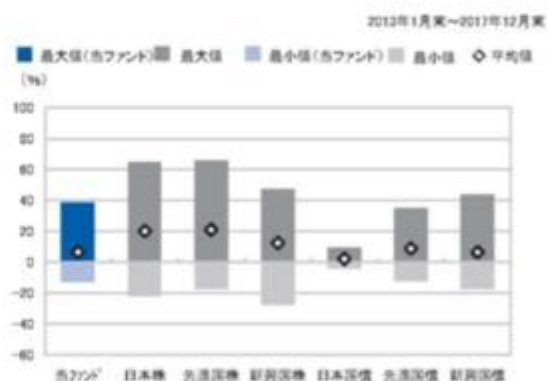
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国債	新興国債	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.4	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△12.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	12.1	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0	6.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国債	新興国債	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	38.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△12.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	6.5	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0	6.4

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

通貨バスケットコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

マネープールファンド

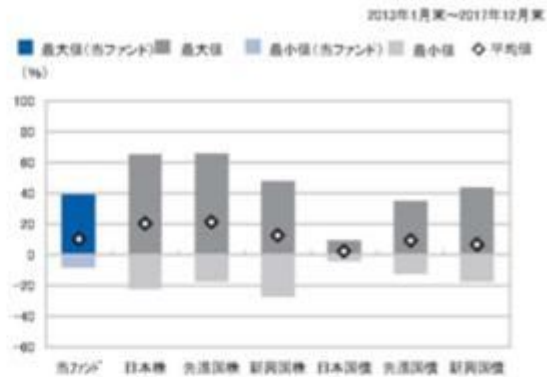
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2013年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

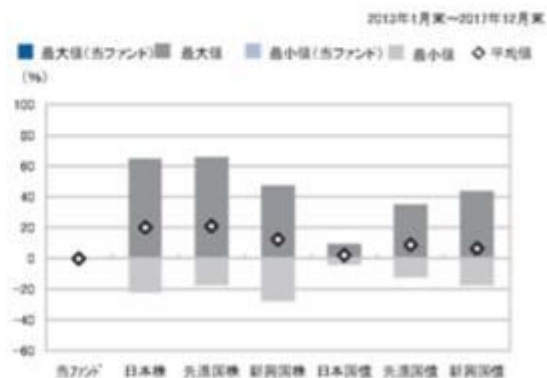
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	38.9	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	-8.6	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3
平均値	10.2	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	0.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	-0.1	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3
平均値	-0.0	20.3	21.2	12.5	2.3	9.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2013年1月から2017年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

投資リスク

※各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURIA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURIA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に關して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「各資産クラスの騰落率」は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の懸念について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(イ) 申込手数料**<各通貨コース>**

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合はいいです。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料**<各ファンド共通>**

「アジア・ウェイブ」構成ファンド間におきましては、スイッチングが可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(2) 【換金（解約）手数料】**a . 解約時手数料****<各ファンド共通>**

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額**<各通貨コース>**

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産

留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

<マネープールファンド>

信託財産留保額はありせん。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

各ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1772%（税抜1.09%） 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.36%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	アジア・ボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.39%		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して最大で年率1.5672%（税抜1.48%）程度 上記はアジア・ボンド・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。		

<マネープールファンド>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0648%～年率0.6480%（税抜0.06%～税抜0.60%）

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

当月の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率とします。

月中平均コール・レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	-
信託報酬 （対純資産総額・年率） 税込 （税抜）	0.0648% （0.06%）	0.1620% （0.15%）	0.3240% （0.30%）	0.5400% （0.50%）	0.6480% （0.60%）	-
支払先	内訳（税抜）（年率）					主な役務

委託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.30%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.20%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.10%	0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

<各通貨コース>

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。
- d．各通貨コースが主要投資対象とするアジア・ボンド・ファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、税金、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設定に関する費用等がかかります。
- e．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

<マネープールファンド>

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用なし) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 解約時および償還時

解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 (源泉徴収口座) を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 損益通算について

解約 (換金) 時および償還時の差損 (譲渡損) については、確定申告を行うことにより上場株式等 (上場株式、上場投資信託 (ETF)、上場不動産投資信託 (REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。) など。以下同じ。) の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額 (配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。) との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座 (源泉徴収口座) をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います (確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA (ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過

額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成29年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

c．個別元本について

(イ) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

(ハ) 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」を参照。）

d．収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	265,123,319	96.59
親投資信託受益証券	日本	1,800,243	0.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,549,340	2.75
純資産総額		274,472,902	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	31,611,868	96.22
親投資信託受益証券	日本	229,995	0.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,009,078	3.07
純資産総額		32,850,941	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	99,915,306	96.69
親投資信託受益証券	日本	700,458	0.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,717,951	2.63
純資産総額		103,333,715	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	146,645,549	96.97
親投資信託受益証券	日本	800,836	0.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,769,025	2.49
純資産総額		151,215,410	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	655,498,618	96.11
親投資信託受益証券	日本	4,001,995	0.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,509,370	3.30
純資産総額		682,009,983	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	978,970	97.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,023	2.10
純資産総額		999,993	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)国内マネー・マザーファンド

(平成29年12月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		487,315,269	100.00
純資産総額		487,315,269	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	--------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JP Yクラス	377,776,175	0.7	264,443,322	0.7018	265,123,319	96.59
2	日本	親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	1,781,537	1.0105	1,800,243	1.0105	1,800,243	0.65

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.59
親投資信託受益証券	0.65
合計	97.24

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KR Wクラス	32,694,041	0.94	30,905,465	0.9669	31,611,868	96.22
2	日本	親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	227,606	1.0105	229,995	1.0105	229,995	0.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.22
親投資信託受益証券	0.70
合計	96.92

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CN Yクラス	110,051,004	0.89	97,945,393	0.9079	99,915,306	96.69

2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	693,180	1.0105	700,458	1.0105	700,458	0.67
---	----	---------------	---------------	---------	--------	---------	--------	---------	------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.69
親投資信託受益証券	0.67
合計	97.36

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - A UDクラス	220,984,855	0.63	139,220,458	0.6636	146,645,549	96.97
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	792,515	1.0105	800,836	1.0105	800,836	0.52

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.97
親投資信託受益証券	0.52
合計	97.50

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・ マルチカレンシー・ファンド - カ レンシー・バスケット・クラス	761,234,024	0.84	639,436,580	0.8611	655,498,618	96.11
2	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	3,960,411	1.0105	4,001,995	1.0105	4,001,995	0.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.11
親投資信託受益証券	0.58
合計	96.69

アジア・ウェイブ マネープールファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成29年12月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	968,798	1.0105	978,970	1.0105	978,970	97.89

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成29年12月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.89
合計	97.89

(参考)国内マネー・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

該当事項はありません。

（参考）国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

該当事項はありません。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

該当事項はありません。

（参考）国内マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	1,115,603,706	1,120,173,834	0.9764	0.9804
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	1,551,554,711	1,557,602,302	1.0262	1.0302
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	1,369,487,392	1,374,758,923	1.0392	1.0432
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	1,341,047,163	1,346,553,564	0.9742	0.9782
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	1,628,770,950	1,635,357,537	0.9891	0.9931
第6特定期間末（平成24年12月10日）	1,482,304,018	1,487,997,468	1.0414	1.0454
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	1,473,654,184	1,479,597,835	0.9918	0.9958
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	1,079,263,608	1,083,827,451	0.9459	0.9499
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	867,624,714	871,244,373	0.9588	0.9628
第10特定期間末（平成26年12月 8日）	693,156,790	696,094,254	0.9439	0.9479
第11特定期間末（平成27年 6月 8日）	609,815,379	613,144,115	0.9160	0.9210
第12特定期間末（平成27年12月 8日）	481,767,762	484,505,031	0.8800	0.8850
第13特定期間末（平成28年 6月 8日）	389,989,178	392,189,612	0.8862	0.8912
第14特定期間末（平成28年12月 8日）	328,430,842	330,369,936	0.8469	0.8519
第15特定期間末（平成29年 6月 8日）	306,882,750	308,731,069	0.8302	0.8352
第16特定期間末（平成29年12月 8日）	275,263,793	277,010,521	0.7879	0.7929
平成28年12月末日	326,301,011		0.8418	
平成29年 1月末日	324,494,850		0.8410	
2月末日	327,260,683		0.8470	
3月末日	319,918,237		0.8423	
4月末日	309,306,328		0.8360	
5月末日	308,164,265		0.8333	
6月末日	298,674,273		0.8210	
7月末日	294,534,726		0.8168	
8月末日	294,525,395		0.8168	
9月末日	284,511,442		0.8073	
10月末日	283,317,251		0.8036	
11月末日	277,158,623		0.7934	
12月末日	274,472,902		0.7860	

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	280,827,151	282,637,351	0.9308	0.9368
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	389,538,037	391,965,045	0.9630	0.9690
第3特定期間末（平成23年 6月 8日）	225,926,689	227,307,559	0.9817	0.9877
第4特定期間末（平成23年12月 8日）	146,991,971	148,028,990	0.8505	0.8565
第5特定期間末（平成24年 6月 8日）	115,088,540	115,894,875	0.8564	0.8624
第6特定期間末（平成24年12月10日）	77,253,910	77,713,938	1.0076	1.0136
第7特定期間末（平成25年 6月10日）	97,689,294	98,223,458	1.0973	1.1033
第8特定期間末（平成25年12月 9日）	82,525,449	82,946,925	1.1748	1.1808
第9特定期間末（平成26年 6月 9日）	63,583,085	63,890,448	1.2412	1.2472
第10特定期間末（平成26年12月 8日）	52,653,771	52,889,688	1.3391	1.3451
第11特定期間末（平成27年 6月 8日）	52,188,898	52,733,656	1.3412	1.3552
第12特定期間末（平成27年12月 8日）	40,523,515	41,009,527	1.1673	1.1813
第13特定期間末（平成28年 6月 8日）	33,252,571	33,721,341	0.9931	1.0071
第14特定期間末（平成28年12月 8日）	32,485,646	32,962,835	0.9531	0.9671
第15特定期間末（平成29年 6月 8日）	30,488,371	30,965,578	0.8944	0.9084
第16特定期間末（平成29年12月 8日）	31,315,280	31,826,197	0.8581	0.8721
平成28年12月末日	32,216,504		0.9420	
平成29年 1月末日	33,168,123		0.9626	
2月末日	33,255,618		0.9579	
3月末日	32,196,459		0.9526	
4月末日	31,530,809		0.9268	
5月末日	31,261,730		0.9174	
6月末日	31,012,956		0.9008	
7月末日	31,069,936		0.8911	
8月末日	30,846,221		0.8760	
9月末日	30,391,463		0.8596	
10月末日	30,793,288		0.8706	
11月末日	32,081,372		0.8793	
12月末日	32,850,941		0.8765	

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成22年 6月 8日）	950,073,952	954,937,525	0.9767	0.9817
第2特定期間末（平成22年12月 8日）	752,854,723	756,817,465	0.9499	0.9549

第3特定期間末	(平成23年 6月 8日)	651,195,996	654,678,126	0.9351	0.9401
第4特定期間末	(平成23年12月 8日)	506,272,044	509,228,067	0.8563	0.8613
第5特定期間末	(平成24年 6月 8日)	342,707,593	344,655,584	0.8796	0.8846
第6特定期間末	(平成24年12月10日)	229,499,388	230,672,436	0.9782	0.9832
第7特定期間末	(平成25年 6月10日)	238,145,745	239,212,949	1.1157	1.1207
第8特定期間末	(平成25年12月 9日)	231,081,582	232,090,542	1.1451	1.1501
第9特定期間末	(平成26年 6月 9日)	201,830,231	202,719,721	1.1345	1.1395
第10特定期間末	(平成26年12月 8日)	233,130,924	233,985,929	1.3633	1.3683
第11特定期間末	(平成27年 6月 8日)	199,727,846	202,666,000	1.3595	1.3795
第12特定期間末	(平成27年12月 8日)	163,918,587	166,666,367	1.1931	1.2131
第13特定期間末	(平成28年 6月 8日)	120,140,749	122,609,904	0.9731	0.9931
第14特定期間末	(平成28年12月 8日)	116,372,365	119,050,036	0.8692	0.8892
第15特定期間末	(平成29年 6月 8日)	111,719,943	113,672,765	0.8009	0.8149
第16特定期間末	(平成29年12月 8日)	108,779,171	110,436,816	0.7875	0.7995
	平成28年12月末日	114,684,929		0.8894	
	平成29年 1月末日	115,206,003		0.8746	
	2月末日	104,919,270		0.8535	
	3月末日	107,180,031		0.8371	
	4月末日	105,611,791		0.8236	
	5月末日	105,150,743		0.8158	
	6月末日	104,499,414		0.8224	
	7月末日	108,248,670		0.8063	
	8月末日	114,119,664		0.8152	
	9月末日	112,880,470		0.8112	
	10月末日	104,277,041		0.8101	
	11月末日	102,933,292		0.7923	
	12月末日	103,333,715		0.7986	

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1特定期間末	(平成22年 6月 8日)	976,092,179	983,603,134	0.9097	0.9167
第2特定期間末	(平成22年12月 8日)	1,256,875,426	1,265,249,151	1.0507	1.0577
第3特定期間末	(平成23年 6月 8日)	1,007,445,874	1,013,783,040	1.1128	1.1198
第4特定期間末	(平成23年12月 8日)	767,209,834	772,852,838	0.9517	0.9587
第5特定期間末	(平成24年 6月 8日)	803,036,528	808,886,127	0.9610	0.9680
第6特定期間末	(平成24年12月10日)	652,285,223	656,429,431	1.1018	1.1088
第7特定期間末	(平成25年 6月10日)	554,051,280	557,513,065	1.1203	1.1273
第8特定期間末	(平成25年12月 9日)	404,794,239	407,422,464	1.0781	1.0851
第9特定期間末	(平成26年 6月 9日)	364,999,751	367,280,825	1.1201	1.1271

第10特定期間末	(平成26年12月 8日)	290,538,950	292,273,485	1.1725	1.1795
第11特定期間末	(平成27年 6月 8日)	229,802,751	233,518,554	1.0514	1.0684
第12特定期間末	(平成27年12月 8日)	172,509,052	175,837,866	0.8810	0.8980
第13特定期間末	(平成28年 6月 8日)	142,254,644	145,563,523	0.7309	0.7479
第14特定期間末	(平成28年12月 8日)	195,971,713	200,804,720	0.6893	0.7063
第15特定期間末	(平成29年 6月 8日)	183,576,337	186,829,944	0.6206	0.6316
第16特定期間末	(平成29年12月 8日)	147,894,631	150,145,642	0.5913	0.6003
	平成28年12月末日	152,184,273		0.6819	
	平成29年 1月末日	191,070,448		0.6912	
	2月末日	188,008,440		0.6850	
	3月末日	185,173,505		0.6697	
	4月末日	181,322,359		0.6396	
	5月末日	174,415,248		0.6297	
	6月末日	176,240,992		0.6469	
	7月末日	181,139,671		0.6563	
	8月末日	173,140,807		0.6406	
	9月末日	167,657,131		0.6431	
	10月末日	164,720,748		0.6270	
	11月末日	150,579,479		0.6005	
	12月末日	151,215,410		0.6126	

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1特定期間末	(平成22年 6月 8日)	4,942,327,078	4,973,079,097	0.9643	0.9703
第2特定期間末	(平成22年12月 8日)	9,079,389,201	9,135,718,678	0.9671	0.9731
第3特定期間末	(平成23年 6月 8日)	5,266,888,725	5,299,025,186	0.9833	0.9893
第4特定期間末	(平成23年12月 8日)	2,992,068,754	3,013,263,377	0.8470	0.8530
第5特定期間末	(平成24年 6月 8日)	2,235,936,602	2,251,426,065	0.8661	0.8721
第6特定期間末	(平成24年12月10日)	1,863,283,534	1,874,888,950	0.9633	0.9693
第7特定期間末	(平成25年 6月10日)	1,995,270,017	2,006,688,075	1.0485	1.0545
第8特定期間末	(平成25年12月 9日)	1,668,719,669	1,678,431,581	1.0309	1.0369
第9特定期間末	(平成26年 6月 9日)	1,326,092,587	1,333,607,795	1.0587	1.0647
第10特定期間末	(平成26年12月 8日)	1,372,021,365	1,378,932,605	1.1911	1.1971
第11特定期間末	(平成27年 6月 8日)	1,263,113,963	1,276,156,273	1.1622	1.1742
第12特定期間末	(平成27年12月 8日)	1,035,932,777	1,047,934,888	1.0358	1.0478
第13特定期間末	(平成28年 6月 8日)	900,822,280	912,489,314	0.9265	0.9385
第14特定期間末	(平成28年12月 8日)	828,031,662	839,217,942	0.8883	0.9003
第15特定期間末	(平成29年 6月 8日)	764,068,659	774,977,811	0.8405	0.8525
第16特定期間末	(平成29年12月 8日)	685,616,079	695,830,390	0.8055	0.8175

平成28年12月末日	837,159,492		0.8999
平成29年 1月末日	829,163,448		0.8973
2月末日	815,979,196		0.8832
3月末日	797,093,223		0.8749
4月末日	787,301,085		0.8650
5月末日	780,257,811		0.8584
6月末日	769,890,552		0.8568
7月末日	747,261,175		0.8454
8月末日	708,813,918		0.8353
9月末日	700,746,236		0.8326
10月末日	701,983,568		0.8289
11月末日	693,876,462		0.8178
12月末日	682,009,983		0.8154

アジア・ウェイブ マネープールファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成22年 6月 8日）	1,000,155	1,000,155	1.0002	1.0002
第2計算期間末（平成22年12月 8日）	1,000,406	1,000,406	1.0004	1.0004
第3計算期間末（平成23年 6月 8日）	2,216,478	2,216,478	1.0007	1.0007
第4計算期間末（平成23年12月 8日）	1,001,088	1,001,088	1.0011	1.0011
第5計算期間末（平成24年 6月 8日）	1,001,344	1,001,344	1.0013	1.0013
第6計算期間末（平成24年12月10日）	1,001,601	1,001,601	1.0016	1.0016
第7計算期間末（平成25年 6月10日）	1,001,758	1,001,758	1.0018	1.0018
第8計算期間末（平成25年12月 9日）	1,001,921	1,001,921	1.0019	1.0019
第9計算期間末（平成26年 6月 9日）	1,001,980	1,001,980	1.0020	1.0020
第10計算期間末（平成26年12月 8日）	1,001,939	1,001,939	1.0019	1.0019
第11計算期間末（平成27年 6月 8日）	1,001,800	1,001,800	1.0018	1.0018
第12計算期間末（平成27年12月 8日）	1,001,560	1,001,560	1.0016	1.0016
第13計算期間末（平成28年 6月 8日）	1,001,318	1,001,318	1.0013	1.0013
第14計算期間末（平成28年12月 8日）	1,001,078	1,001,078	1.0011	1.0011
第15計算期間末（平成29年 6月 8日）	1,000,550	1,000,550	1.0006	1.0006
第16計算期間末（平成29年12月 8日）	1,000,020	1,000,020	1.0000	1.0000
平成28年12月末日	1,000,952		1.0010	
平成29年 1月末日	1,000,908		1.0009	
2月末日	1,000,872		1.0009	
3月末日	1,000,735		1.0007	
4月末日	1,000,700		1.0007	
5月末日	1,000,560		1.0006	
6月末日	1,000,522		1.0005	

7月末日	1,000,384		1.0004
8月末日	1,000,344		1.0003
9月末日	1,000,209		1.0002
10月末日	1,000,167		1.0002
11月末日	1,000,030		1.0000
12月末日	999,993		1.0000

【分配の推移】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0120
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0240
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0240
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0240
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0240
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0240
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0240
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0240
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0240
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0240
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0270
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0300
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.0300
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.0300
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0300
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0300

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0180
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0360
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0360
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0360
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0360
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0360
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0360
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0360

第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0360
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0360
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0600
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0840
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.0840
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.0840
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0840
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0840

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0150
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0300
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0300
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0300
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0300
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0300
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0300
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0300
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0300
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0300
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0750
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.1200
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.1200
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.1200
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0900
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0740

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0210
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0420
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0420
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0420
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0420
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0420
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0420

第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0420
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0420
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0420
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0720
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.1020
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.1020
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.1020
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0720
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0560

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0180
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0360
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0360
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0360
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0360
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0360
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0360
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0360
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0360
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0360
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0540
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0720
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.0720
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.0720
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0720
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0720

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.0000
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.0000
第3計算期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.0000
第4計算期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.0000
第5計算期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.0000
第6計算期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.0000

第7計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.0000
第8計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0000
第9計算期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.0000
第10計算期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.0000
第11計算期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.0000
第12計算期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.0000
第13計算期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.0000
第14計算期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.0000
第15計算期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.0000
第16計算期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.0000

【収益率の推移】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1.2
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	7.6
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	3.6
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	3.9
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	4.0
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	7.7
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	2.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	2.2
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	3.9
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.9
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.1
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.7
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	4.1
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	1.0
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	1.6
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	1.5

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	5.1
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	7.3
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	5.7
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	9.7

第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	4.9
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	21.9
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	12.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	10.3
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	8.7
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	10.8
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4.6
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	6.7
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	7.7
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	4.4
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	2.7
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	5.3

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.8
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.3
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	1.6
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	5.2
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	6.2
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	14.6
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	17.1
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	5.3
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	1.7
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	22.8
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	5.2
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	3.4
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	8.4
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	1.7
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	2.5
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	7.6

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	6.9
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	20.1
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	9.9

第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	10.7
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	5.4
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	19.0
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	5.5
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.0
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	7.8
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	8.4
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4.2
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	6.5
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	5.5
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	8.3
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.5
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	4.3

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1.8
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	4.0
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	5.4
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	10.2
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	6.5
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	15.4
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	12.6
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	1.8
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	6.2
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	15.9
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	2.1
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	4.7
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	3.6
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	3.6
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	2.7
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	4.4

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	0.02
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0.02

第3計算期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	0.03
第4計算期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0.04
第5計算期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0.02
第6計算期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0.03
第7計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.02
第8計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0.01
第9計算期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0.01
第10計算期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0.01
第11計算期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0.01
第12計算期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0.02
第13計算期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0.03
第14計算期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0.02
第15計算期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0.05
第16計算期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0.06

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,146,532,034	4,000,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	995,432,458	626,066,584
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	515,423,770	709,438,922
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	777,309,653	718,592,044
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	899,728,222	629,681,597
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	582,584,914	805,869,230
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	245,226,855	182,676,647
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	28,298,831	373,250,864
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	4,359,760	240,405,855
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	951,454	171,500,087
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	1,018,255	69,637,166
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	1,612,527	119,905,774
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	866,898	108,234,057
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	11,207,862	63,475,682
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	1,323,389	19,478,465
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	657,850	20,976,071

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	301,700,035	0
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	260,938,714	158,137,394
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	65,054,169	239,410,524
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	41,621,830	98,930,206
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	46,955,591	85,402,895
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	721,595	58,439,455
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	24,820,161	12,464,138
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	12,759,714	31,541,088
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	248,133	19,266,997
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	242,329	12,150,000
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	325,745	734,000
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	906,143	5,102,293
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	701,156	1,932,744
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	1,077,074	475,671
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	2,017,118	2,015,870
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	3,820,738	1,412,869

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	972,714,752	0
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	319,504,024	499,670,237
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	282,176,000	378,298,379
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	145,700,440	250,921,849
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	2,412,208	204,018,715
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	859,564	155,848,140
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	11,658,453	32,827,148
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	47,603,181	59,252,018
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	531,694	24,425,787
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	503,051	7,400,000
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	900,691	24,994,038
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	15,640,029	25,158,757
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	7,701,528	21,632,760
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	43,562,815	33,137,030
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	93,432,931	87,829,162
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	67,957,301	69,307,482

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,092,593,703	19,600,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	765,120,130	641,867,288
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	483,518,706	774,455,777
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	291,926,852	391,092,822
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	455,603,604	426,090,045
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	123,972,305	367,599,607
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	35,805,404	133,294,354
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	994,666	120,074,706
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	2,030,973	51,623,941
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	826,668	78,903,756
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	355,942	29,570,000
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	5,317,886	28,081,942
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	14,997,808	16,170,463
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	610,475,671	520,821,070
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	284,534,349	273,046,409
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	76,318,506	121,988,611

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	5,142,336,664	17,000,000
第2特定期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	6,325,520,140	2,062,610,629
第3特定期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	1,424,893,230	5,457,062,412
第4特定期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	589,824,890	2,413,464,553
第5特定期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	456,849,217	1,407,709,317
第6特定期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	95,393,798	742,735,017
第7特定期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	265,044,062	296,270,346
第8特定期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	82,571,259	366,928,971
第9特定期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	1,019,961	367,137,157
第10特定期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	970,567	101,631,995
第11特定期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	4,467,088	69,481,288
第12特定期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	5,153,946	91,837,153
第13特定期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	3,318,468	31,241,550
第14特定期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	4,549,738	44,612,590
第15特定期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	9,393,114	32,487,104
第16特定期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	19,789,161	77,692,601

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成22年 2月22日～平成22年 6月 8日	1,000,000	0
第2計算期間	平成22年 6月 9日～平成22年12月 8日	0	0
第3計算期間	平成22年12月 9日～平成23年 6月 8日	1,214,872	0
第4計算期間	平成23年 6月 9日～平成23年12月 8日	0	1,214,872
第5計算期間	平成23年12月 9日～平成24年 6月 8日	0	0
第6計算期間	平成24年 6月 9日～平成24年12月10日	0	0
第7計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0	0
第8計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月 9日	0	0
第9計算期間	平成25年12月10日～平成26年 6月 9日	0	0
第10計算期間	平成26年 6月10日～平成26年12月 8日	0	0
第11計算期間	平成26年12月 9日～平成27年 6月 8日	0	0
第12計算期間	平成27年 6月 9日～平成27年12月 8日	0	0
第13計算期間	平成27年12月 9日～平成28年 6月 8日	0	0
第14計算期間	平成28年 6月 9日～平成28年12月 8日	0	0
第15計算期間	平成28年12月 9日～平成29年 6月 8日	0	0
第16計算期間	平成29年 6月 9日～平成29年12月 8日	0	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

アジア・ウェーブ アジア債券ファンド

データの基準日:2017年12月29日

円コース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



<分配の推移(税引前)>

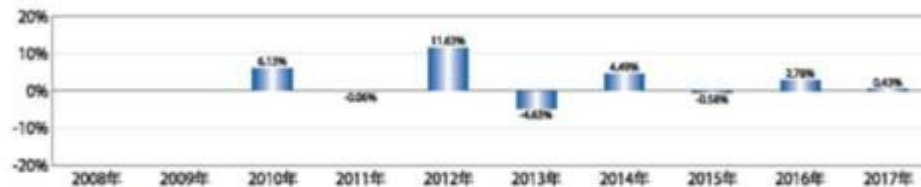
2017年12月	50円
2017年11月	50円
2017年10月	50円
2017年9月	50円
2017年8月	50円
直近1年累計	600円
設定来累計	4,050円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユニテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-JPYクラス	96.59%
国内マネー・マザーファンド	0.65%
合計	97.24%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



韓国ウォンコース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



<分配の推移(税引前)>

2017年12月	140円
2017年11月	140円
2017年10月	140円
2017年9月	140円
2017年8月	140円
直近1年累計	1,680円
設定来累計	8,220円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユニテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-KRWクラス	96.22%
国内マネー・マザーファンド	0.70%
合計	96.92%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年2月22日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

※分配金は1万口当たりです。中間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2017年12月29日

中国元コース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



<分配の推移(税引前)>

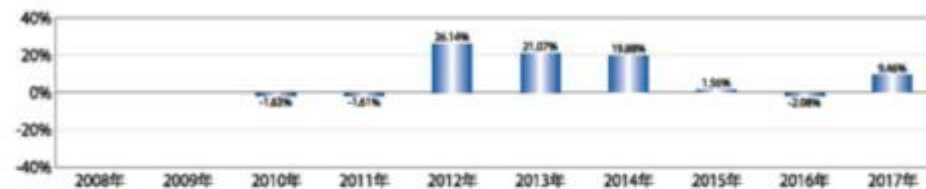
2017年12月	120円
2017年11月	120円
2017年10月	120円
2017年9月	120円
2017年8月	120円
直近1年累計	1,640円
設定来累計	8,840円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-CNYクラス	96.69%
国内マネー・マザーファンド	0.67%
合計	97.36%

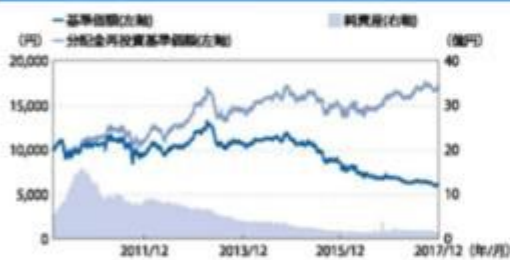
<年間収益率の推移(暦年ベース)>



豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



<分配の推移(税引前)>

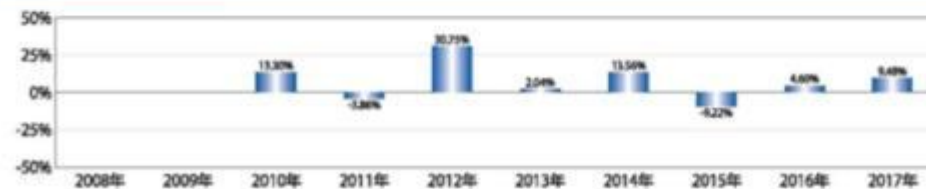
2017年12月	90円
2017年11月	90円
2017年10月	90円
2017年9月	90円
2017年8月	90円
直近1年累計	1,280円
設定来累計	9,050円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-AUDクラス	96.97%
国内マネー・マザーファンド	0.52%
合計	97.50%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年2月22日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

※分配金は1万円当たりです。年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2017年12月29日

通貨バスケットコース

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



<分配の推移(税引前)>

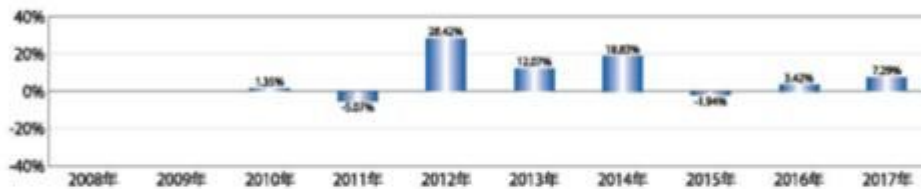
2017年12月	120円
2017年11月	120円
2017年10月	120円
2017年9月	120円
2017年8月	120円
直近1年累計	1,440円
設定未累計	7,560円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド・カレンシー・バスケット・クラス	96.11%
国内マネー・マザーファンド	0.58%
合計	96.69%

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年2月22日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

※分配金は1万口当たりです。年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率を表示しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

・掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2017年12月29日

マネーブルファンド

<基準価額・純資産の推移>

(2010年2月22日～2017年12月29日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年2月22日)

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移(税引前)>

2017年12月	0円
2017年6月	0円
2016年12月	0円
2016年6月	0円
2015年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たりです。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	-
その他資産	100.00%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

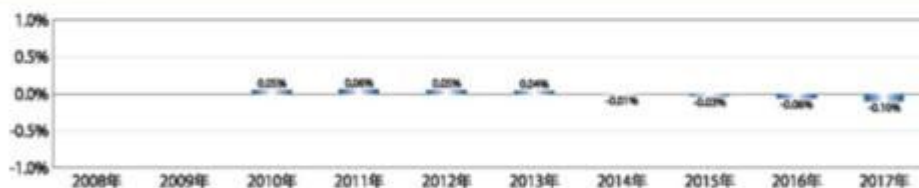
組入上位5銘柄(国内マネー・マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

※マザーファンドは2017年12月29日現在、コール・ローンによる運用を行なっております。

組入銘柄数:0銘柄

<年間収益率の推移(暦年ベース)>



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

ユニテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等上位5銘柄(現地2017年12月7日現在)

銘柄名	国・地域	種類	比率
ブルタミナ・ヘルセロ	インドネシア	政府機関債	4.37%
CNOOC カーティス・ファンディング No 1	中国	政府機関債	4.29%
中国工商銀行	中国	社債券	4.28%
361度国債	中国	社債券	4.23%
バンコク銀行	タイ	社債券	4.23%

※UOBアセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。

※比率は、ユニテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

・掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、「アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「アジア・ウェイブ アジア債券ファンド*自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

・上記の*には次の表の各通貨コースの名称をあてはめてご覧ください。

円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
------	----------	--------	--------	------------

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

(ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所におけ

る取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(ニ)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

各通貨コース

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

マネープールファンド

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額

<p>公社債等</p>	<p>計算日における以下のいずれかの価額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
-------------	---

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年2月10日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

<各通貨コース>

各ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<マネープールファンド>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月9日から12月8日まで、12月9日から翌年6月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 信託の終了(投資信託契約の解約)

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったアジア・ボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. アジア・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. アジア・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしがたがいます。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下

本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができ、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ)上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ)重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ)上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ)上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e. 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ)受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期特定期間(平成29年6月9日から平成29年12月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アジア・ウェイブ マネープールファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(平成29年6月9日から平成29年12月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,049,187	6,858,918
投資信託受益証券	297,271,111	268,620,842
親投資信託受益証券	1,800,777	1,800,243
流動資産合計	309,121,075	277,280,003
資産合計	309,121,075	277,280,003
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,848,319	1,746,728
未払解約金	79,996	-
未払受託者報酬	8,469	7,398
未払委託者報酬	299,193	261,346
未払利息	20	11
その他未払費用	2,328	727
流動負債合計	2,238,325	2,016,210
負債合計	2,238,325	2,016,210
純資産の部		
元本等		
元本	369,663,908	349,345,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	62,781,158	74,081,894
（分配準備積立金）	44,154,666	43,198,722
元本等合計	306,882,750	275,263,793
純資産合計	306,882,750	275,263,793
負債純資産合計	309,121,075	277,280,003

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月9日 至 平成29年6月8日	自	平成29年6月9日 至 平成29年12月8日
営業収益				
受取配当金		14,621,920		13,927,215
有価証券売買等損益		7,709,798		16,650,803
営業収益合計		6,912,122		2,723,588
営業費用				
支払利息		3,044		2,231
受託者報酬		51,564		47,021
委託者報酬		1,821,872		1,661,544
その他費用		14,170		8,978
営業費用合計		1,890,650		1,719,774
営業利益		5,021,472		4,443,362
経常利益		5,021,472		4,443,362
当期純利益		5,021,472		4,443,362
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		56,656		12,685
期首剰余金又は期首欠損金()		59,388,142		62,781,158
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,180,176		3,906,480
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,180,176		3,906,480
剰余金減少額又は欠損金増加額		210,789		123,393
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		210,789		123,393
分配金		11,327,219		10,653,146
期末剰余金又は期末欠損金()		62,781,158		74,081,894

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 369,663,908口	1. 特定期間末日における受益権の総数 349,345,687口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 62,781,158円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 74,081,894円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8302円 (1万口当たり純資産額) (8,302円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7879円 (1万口当たり純資産額) (7,879円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第82期(自平成28年12月9日至平成29年1月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,120,443円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(16,238,604円)及び分配準備積立金(45,016,007円)より分配対象収益は63,375,054円(1万口当たり1,634.87円)であり、うち1,938,197円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第83期(自平成29年1月11日至平成29年2月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,163,774円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(16,202,820円)及び分配準備積立金(44,964,361円)より分配対象収益は63,330,955円(1万口当たり1,641.09円)であり、うち1,929,519円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第84期(自平成29年2月9日至平成29年3月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,137,712円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(16,007,831円)及び分配準備積立金(44,448,857円)より分配対象収益は62,594,400円(1万口当たり1,647.76円)であり、うち1,899,362円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第85期(自平成29年3月9日至平成29年4月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,063,508円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,705,822円)及び分配準備積立金(43,810,027円)より分配対象収益は61,579,357円(1万口当たり1,653.65円)であり、うち1,861,898円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第86期(自平成29年4月11日至平成29年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,107,066円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,619,798円)及び分配準備積立金(43,719,742円)より分配対象収益は61,446,606円(1万口当たり1,660.78円)であり、うち1,849,924円(1万口当たり50円)を分配しております。</p>	<p>第88期(自平成29年6月9日至平成29年7月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,036,313円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,388,854円)及び分配準備積立金(43,447,982円)より分配対象収益は60,873,149円(1万口当たり1,673.42円)であり、うち1,818,795円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第89期(自平成29年7月11日至平成29年8月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,092,722円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,266,669円)及び分配準備積立金(43,278,723円)より分配対象収益は60,638,114円(1万口当たり1,681.68円)であり、うち1,802,879円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第90期(自平成29年8月9日至平成29年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,008,024円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(14,935,328円)及び分配準備積立金(42,590,934円)より分配対象収益は59,534,286円(1万口当たり1,689.16円)であり、うち1,762,225円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第91期(自平成29年9月9日至平成29年10月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,996,042円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(14,948,861円)及び分配準備積立金(42,823,655円)より分配対象収益は59,768,558円(1万口当たり1,695.80円)であり、うち1,762,229円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>第92期(自平成29年10月11日至平成29年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,023,247円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(14,946,120円)及び分配準備積立金(42,997,547円)より分配対象収益は59,966,914円(1万口当たり1,703.30円)であり、うち1,760,290円(1万口当たり50円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第87期(自平成29年5月9日至平成29年6月8日)	第93期(自平成29年11月9日至平成29年12月8日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,079,417円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(15,622,567円)及び分配準備積立金(43,923,568円)より分配対象収益は61,625,552円(1万口当たり1,667.06円)であり、うち1,848,319円(1万口当たり50円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,022,483円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(14,841,633円)及び分配準備積立金(42,922,967円)より分配対象収益は59,787,083円(1万口当たり1,711.39円)であり、うち1,746,728円(1万口当たり50円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自平成28年12月9日 至平成29年6月8日	第16期特定期間 自平成29年6月9日 至平成29年12月8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
期首元本額	387,818,984円	369,663,908円
期中追加設定元本額	1,323,389円	657,850円
期中一部解約元本額	19,478,465円	20,976,071円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	239,060	4,087,958
親投資信託受益証券	178	-
合計	239,238	4,087,958

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス	382,052,116	268,620,842	
投資信託受益証券 小計		382,052,116	268,620,842	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	1,781,537	1,800,243	
親投資信託受益証券 小計		1,781,537	1,800,243	
合計		383,833,653	270,421,085	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,124,360	1,721,229
投資信託受益証券	29,642,859	29,905,465
親投資信託受益証券	230,064	229,995
流動資産合計	30,997,283	31,856,689
資産合計	30,997,283	31,856,689
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	477,207	510,917
未払解約金	-	6
未払受託者報酬	868	834
未払委託者報酬	30,611	29,581
未払利息	2	2
その他未払費用	224	69
流動負債合計	508,912	541,409
負債合計	508,912	541,409
純資産の部		
元本等		
元本	34,086,232	36,494,101
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3,597,861	5,178,821
(分配準備積立金)	7,515,787	5,741,979
元本等合計	30,488,371	31,315,280
純資産合計	30,488,371	31,315,280
負債純資産合計	30,997,283	31,856,689

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月9日 至 平成29年6月8日	自	平成29年6月9日 至 平成29年12月8日
営業収益				
受取配当金		2,082,653		1,613,604
有価証券売買等損益		1,018,989		262,537
その他収益		5,589		-
営業収益合計		1,069,253		1,876,141
営業費用				
支払利息		315		287
受託者報酬		5,224		5,004
委託者報酬		184,472		176,960
その他費用		1,382		880
営業費用合計		191,393		183,131
営業利益		877,860		1,693,010
経常利益		877,860		1,693,010
当期純利益		877,860		1,693,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		4,421		6,315
期首剰余金又は期首欠損金()		1,599,338		3,597,861
剰余金増加額又は欠損金減少額		123,554		194,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		123,554		194,345
剰余金減少額又は欠損金増加額		112,424		482,659
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		112,424		482,659
分配金		2,883,092		2,979,341
期末剰余金又は期末欠損金()		3,597,861		5,178,821

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 34,086,232口	1. 特定期間末日における受益権の総数 36,494,101口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,597,861円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,178,821円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8944円 (1万口当たり純資産額) (8,944円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8581円 (1万口当たり純資産額) (8,581円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第82期(自平成28年12月9日至平成29年1月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(461,764円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,040,793円)及び分配準備積立金(8,948,120円)より分配対象収益は12,450,677円(1万口当たり3,639.28円)であり、うち478,964円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第83期(自平成29年1月11日至平成29年2月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(484,473円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,128,924円)及び分配準備積立金(8,928,374円)より分配対象収益は12,541,771円(1万口当たり3,639.94円)であり、うち482,381円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第84期(自平成29年2月9日至平成29年3月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(259,909円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,460,312円)及び分配準備積立金(8,916,697円)より分配対象収益は12,636,918円(1万口当たり3,574.78円)であり、うち494,900円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第85期(自平成29年3月9日至平成29年4月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(239,384円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,390,080円)及び分配準備積立金(8,264,996円)より分配対象収益は11,894,460円(1万口当たり3,507.01円)であり、うち474,825円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第86期(自平成29年4月11日至平成29年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(253,211円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,419,995円)及び分配準備積立金(7,999,733円)より分配対象収益は11,672,939円(1万口当たり3,441.78円)であり、うち474,815円(1万口当たり140円)を分配しております。</p>	<p>第88期(自平成29年6月9日至平成29年7月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(236,878円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,827,217円)及び分配準備積立金(7,508,567円)より分配対象収益は11,572,662円(1万口当たり3,299.92円)であり、うち490,972円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第89期(自平成29年7月11日至平成29年8月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(239,542円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,928,977円)及び分配準備積立金(7,162,944円)より分配対象収益は11,331,463円(1万口当たり3,228.95円)であり、うち491,304円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第90期(自平成29年8月9日至平成29年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(238,195円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,037,821円)及び分配準備積立金(6,889,281円)より分配対象収益は11,165,297円(1万口当たり3,156.68円)であり、うち495,183円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第91期(自平成29年9月9日至平成29年10月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(253,504円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,085,358円)及び分配準備積立金(6,591,704円)より分配対象収益は10,930,566円(1万口当たり3,088.55円)であり、うち495,467円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第92期(自平成29年10月11日至平成29年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(263,351円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,165,372円)及び分配準備積立金(6,271,680円)より分配対象収益は10,700,403円(1万口当たり3,023.32円)であり、うち495,498円(1万口当たり140円)を分配しております。</p>
-----------------	---	---

第87期(自平成29年5月9日至平成29年6月8日)	第93期(自平成29年11月9日至平成29年12月8日)
計算期間末における費用控除後の配当等収益(237,183円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,499,056円)及び分配準備積立金(7,755,811円)より分配対象収益は11,492,050円(1万口当たり3,371.46円)であり、うち477,207円(1万口当たり140円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(238,383円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,508,402円)及び分配準備積立金(6,014,513円)より分配対象収益は10,761,298円(1万口当たり2,948.76円)であり、うち510,917円(1万口当たり140円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自平成28年12月9日 至平成29年6月8日	第16期特定期間 自平成29年6月9日 至平成29年12月8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

<p>3.金融商品に係るリスクの管理体制</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p>	<p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

<p>第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在</p>	<p>第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在</p>
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
期首元本額	34,084,984円	34,086,232円
期中追加設定元本額	2,017,118円	3,820,738円
期中一部解約元本額	2,015,870円	1,412,869円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	680,245	268,934
親投資信託受益証券	22	-
合計	680,267	268,934

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス	31,639,299	29,905,465	
投資信託受益証券 小計		31,639,299	29,905,465	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	227,606	229,995	
親投資信託受益証券 小計		227,606	229,995	
合計		31,866,905	30,135,460	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,921,270	12,539,800
投資信託受益証券	107,456,090	101,384,595
親投資信託受益証券	700,666	700,458
流動資産合計	121,078,026	114,624,853
資産合計	121,078,026	114,624,853
負債の部		
流動負債		
未払金	3,000,000	4,000,000
未払収益分配金	1,952,822	1,657,645
未払解約金	4,296,573	87,492
未払受託者報酬	2,969	2,760
未払委託者報酬	104,888	97,494
未払利息	26	21
その他未払費用	805	270
流動負債合計	9,358,083	5,845,682
負債合計	9,358,083	5,845,682
純資産の部		
元本等		
元本	139,487,341	138,137,160
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,767,398	29,357,989
（分配準備積立金）	7,002,703	1,962,097
元本等合計	111,719,943	108,779,171
純資産合計	111,719,943	108,779,171
負債純資産合計	121,078,026	114,624,853

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月9日 至 平成29年6月8日	自	平成29年6月9日 至 平成29年12月8日
営業収益				
受取配当金		9,941,666		7,809,118
有価証券売買等損益		6,788,242		928,297
営業収益合計		3,153,424		8,737,415
営業費用				
支払利息		2,242		1,869
受託者報酬		17,814		17,680
委託者報酬		629,403		624,611
その他費用		4,856		3,310
営業費用合計		654,315		647,470
営業利益		2,499,109		8,089,945
経常利益		2,499,109		8,089,945
当期純利益		2,499,109		8,089,945
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		255,416		98,238
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		17,511,207		27,767,398
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,335,947		13,756,714
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,335,947		13,756,714
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,514,598		13,175,201
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,514,598		13,175,201
分配金		12,321,233		10,163,811
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,767,398		29,357,989

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 139,487,341口	1. 特定期間末日における受益権の総数 138,137,160口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 27,767,398円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 29,357,989円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8009円 (1万口当たり純資産額) (8,009円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7875円 (1万口当たり純資産額) (7,875円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第82期(自平成28年12月9日至平成29年1月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,555,057円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(21,123,559円)及び分配準備積立金(15,849,912円)より分配対象収益は39,528,528円(1万口当たり2,819.85円)であり、うち2,803,581円(1万口当たり200円)を分配しております。</p> <p>第83期(自平成29年1月11日至平成29年2月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,030,161円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(21,368,406円)及び分配準備積立金(13,870,934円)より分配対象収益は37,269,501円(1万口当たり2,782.28円)であり、うち1,875,337円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第84期(自平成29年2月9日至平成29年3月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,165,945円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(23,612,628円)及び分配準備積立金(12,610,668円)より分配対象収益は37,389,241円(1万口当たり2,739.35円)であり、うち1,910,846円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第85期(自平成29年3月9日至平成29年4月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,145,960円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(24,672,415円)及び分配準備積立金(10,668,974円)より分配対象収益は36,487,349円(1万口当たり2,689.45円)であり、うち1,899,357円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第86期(自平成29年4月11日至平成29年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,213,743円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(24,950,251円)及び分配準備積立金(9,323,758円)より分配対象収益は35,487,752円(1万口当たり2,643.69円)であり、うち1,879,290円(1万口当たり140円)を分配しております。</p>	<p>第88期(自平成29年6月9日至平成29年7月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,224,568円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(26,371,759円)及び分配準備積立金(6,222,415円)より分配対象収益は33,818,742円(1万口当たり2,557.06円)であり、うち1,851,577円(1万口当たり140円)を分配しております。</p> <p>第89期(自平成29年7月11日至平成29年8月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,155,371円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(28,059,400円)及び分配準備積立金(5,242,512円)より分配対象収益は34,457,283円(1万口当たり2,505.22円)であり、うち1,650,494円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第90期(自平成29年8月9日至平成29年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,338,551円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(30,805,950円)及び分配準備積立金(4,274,439円)より分配対象収益は36,418,940円(1万口当たり2,482.58円)であり、うち1,760,367円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第91期(自平成29年9月9日至平成29年10月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,265,929円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(29,415,384円)及び分配準備積立金(3,608,565円)より分配対象収益は34,289,878円(1万口当たり2,455.00円)であり、うち1,676,079円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第92期(自平成29年10月11日至平成29年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,183,936円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(27,667,769円)及び分配準備積立金(2,883,952円)より分配対象収益は31,735,657円(1万口当たり2,429.28円)であり、うち1,567,649円(1万口当たり120円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第87期（自 平成29年 5月 9日 至 平成29年 6月 8日）	第93期（自 平成29年11月 9日 至 平成29年12月 8日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,146,582円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,292,379円）及び分配準備積立金（7,808,943円）より分配対象収益は36,247,904円（1万口当たり2,598.65円）であり、うち1,952,822円（1万口当たり140円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,150,540円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（29,509,359円）及び分配準備積立金（2,469,202円）より分配対象収益は33,129,101円（1万口当たり2,398.27円）であり、うち1,657,645円（1万口当たり120円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
期首元本額	133,883,572円	139,487,341円
期中追加設定元本額	93,432,931円	67,957,301円
期中一部解約元本額	87,829,162円	69,307,482円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	1,300,382	2,023,316
親投資信託受益証券	69	-
合計	1,300,451	2,023,316

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス	113,405,588	101,384,595	
投資信託受益証券 小計		113,405,588	101,384,595	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	693,180	700,458	
親投資信託受益証券 小計		693,180	700,458	
	合計	114,098,768	102,085,053	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,899,109	6,268,022
投資信託受益証券	176,986,898	143,262,985
親投資信託受益証券	801,074	800,836
流動資産合計	196,687,081	150,331,843
資産合計	196,687,081	150,331,843
負債の部		
流動負債		
未払金	9,000,000	-
未払収益分配金	3,253,607	2,251,011
未払解約金	677,145	34,436
未払受託者報酬	4,919	4,165
未払委託者報酬	173,691	147,183
未払利息	38	10
その他未払費用	1,344	407
流動負債合計	13,110,744	2,437,212
負債合計	13,110,744	2,437,212
純資産の部		
元本等		
元本	295,782,487	250,112,382
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	112,206,150	102,217,751
（分配準備積立金）	2,394,113	3,192,596
元本等合計	183,576,337	147,894,631
純資産合計	183,576,337	147,894,631
負債純資産合計	196,687,081	150,331,843

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月9日 至 平成29年6月8日	自	平成29年6月9日 至 平成29年12月8日
営業収益				
受取配当金		18,797,625		14,263,358
有価証券売買等損益		16,388,134		5,724,151
営業収益合計		2,409,491		8,539,207
営業費用				
支払利息		4,359		2,490
受託者報酬		29,768		27,789
委託者報酬		1,051,392		981,850
その他費用		8,151		5,305
営業費用合計		1,093,670		1,017,434
営業利益		1,315,821		7,521,773
経常利益		1,315,821		7,521,773
当期純利益		1,315,821		7,521,773
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,003,878		167,433
期首剰余金又は期首欠損金()		88,322,834		112,206,150
剰余金増加額又は欠損金減少額		89,783,888		45,278,293
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		89,783,888		45,278,293
剰余金減少額又は欠損金増加額		92,304,710		27,422,680
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		92,304,710		27,422,680
分配金		21,674,437		15,221,554
期末剰余金又は期末欠損金()		112,206,150		102,217,751

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 295,782,487口	1. 特定期間末日における受益権の総数 250,112,382口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 112,206,150円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 102,217,751円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6206円 (1万口当たり純資産額) (6,206円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5913円 (1万口当たり純資産額) (5,913円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第82期(自平成28年12月9日至平成29年1月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,163,337円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(84,782,159円)及び分配準備積立金(4,703,630円)より分配対象収益は93,649,126円(1万口当たり3,497.58円)であり、うち4,551,807円(1万口当たり170円)を分配しております。</p> <p>第83期(自平成29年1月11日至平成29年2月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,026,853円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(117,947,619円)及び分配準備積立金(3,975,199円)より分配対象収益は125,949,671円(1万口当たり3,475.08円)であり、うち3,986,792円(1万口当たり110円)を分配しております。</p> <p>第84期(自平成29年2月9日至平成29年3月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,291,082円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(96,297,574円)及び分配準備積立金(3,096,374円)より分配対象収益は101,685,030円(1万口当たり3,452.57円)であり、うち3,239,705円(1万口当たり110円)を分配しております。</p> <p>第85期(自平成29年3月9日至平成29年4月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,315,095円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(96,922,641円)及び分配準備積立金(2,018,808円)より分配対象収益は101,256,544円(1万口当たり3,427.80円)であり、うち3,249,371円(1万口当たり110円)を分配しております。</p> <p>第86期(自平成29年4月11日至平成29年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,394,570円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(100,074,642円)及び分配準備積立金(2,329,398円)より分配対象収益は104,798,610円(1万口当たり3,397.36円)であり、うち3,393,155円(1万口当たり110円)を分配しております。</p>	<p>第88期(自平成29年6月9日至平成29年7月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,394,818円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(93,208,109円)及び分配準備積立金(2,184,076円)より分配対象収益は97,787,003円(1万口当たり3,351.82円)であり、うち3,209,147円(1万口当たり110円)を分配しております。</p> <p>第89期(自平成29年7月11日至平成29年8月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,350,949円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(89,850,004円)及び分配準備積立金(2,327,303円)より分配対象収益は94,528,256円(1万口当たり3,328.29円)であり、うち2,556,120円(1万口当たり90円)を分配しております。</p> <p>第90期(自平成29年8月9日至平成29年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,241,105円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(86,188,197円)及び分配準備積立金(2,242,988円)より分配対象収益は90,672,290円(1万口当たり3,324.84円)であり、うち2,454,390円(1万口当たり90円)を分配しております。</p> <p>第91期(自平成29年9月9日至平成29年10月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,155,684円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(83,081,506円)及び分配準備積立金(2,428,432円)より分配対象収益は87,665,622円(1万口当たり3,318.30円)であり、うち2,377,675円(1万口当たり90円)を分配しております。</p> <p>第92期(自平成29年10月11日至平成29年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,175,640円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(82,731,668円)及び分配準備積立金(2,410,241円)より分配対象収益は87,317,549円(1万口当たり3,311.34円)であり、うち2,373,211円(1万口当たり90円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第87期（自 平成29年 5月 9日 至 平成29年 6月 8日）	第93期（自 平成29年11月 9日 至 平成29年12月 8日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,330,370円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（95,003,702円）及び分配準備積立金（2,430,002円）より分配対象収益は99,764,074円（1万口当たり3,372.87円）であり、うち3,253,607円（1万口当たり110円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,087,932円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（78,243,851円）及び分配準備積立金（2,355,225円）より分配対象収益は82,687,008円（1万口当たり3,305.97円）であり、うち2,251,011円（1万口当たり90円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
期首元本額	284,294,547円	295,782,487円
期中追加設定元本額	284,534,349円	76,318,506円
期中一部解約元本額	273,046,409円	121,988,611円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	785,132	6,856,189
親投資信託受益証券	79	-
合計	785,211	6,856,189

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス	224,058,469	143,262,985	
投資信託受益証券 小計		224,058,469	143,262,985	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	792,515	800,836	
親投資信託受益証券 小計		792,515	800,836	
合計		224,850,984	144,063,821	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,364,236	23,830,295
投資信託受益証券	745,399,826	668,670,503
親投資信託受益証券	4,003,183	4,001,995
流動資産合計	775,767,245	696,502,793
資産合計	775,767,245	696,502,793
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,909,152	10,214,311
未払解約金	1,022	-
未払受託者報酬	21,535	18,455
未払委託者報酬	760,892	652,073
未払利息	53	40
その他未払費用	5,932	1,835
流動負債合計	11,698,586	10,886,714
負債合計	11,698,586	10,886,714
純資産の部		
元本等		
元本	909,096,060	851,192,620
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	145,027,401	165,576,541
(分配準備積立金)	137,190,350	100,005,737
元本等合計	764,068,659	685,616,079
純資産合計	764,068,659	685,616,079
負債純資産合計	775,767,245	696,502,793

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自	平成28年12月9日 至 平成29年6月8日	自	平成29年6月9日 至 平成29年12月8日
営業収益				
受取配当金		51,529,037		38,864,337
受取利息		-		4
有価証券売買等損益		24,275,900		2,730,511
営業収益合計		27,253,137		36,133,830
営業費用				
支払利息		8,260		6,678
受託者報酬		130,843		117,519
委託者報酬		4,622,857		4,152,424
その他費用		36,041		22,604
営業費用合計		4,798,001		4,299,225
営業利益		22,455,136		31,834,605
経常利益		22,455,136		31,834,605
当期純利益		22,455,136		31,834,605
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		22,644		213,655
期首剰余金又は期首欠損金()		104,158,388		145,027,401
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,026,714		12,916,494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,026,714		12,916,494
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,265,838		3,338,685
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,265,838		3,338,685
分配金		66,107,669		62,175,209
期末剰余金又は期末欠損金()		145,027,401		165,576,541

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期特定期間	
	自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在		第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在	
1. 特定期間末日における受益権の総数	909,096,060口	1. 特定期間末日における受益権の総数	851,192,620口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 145,027,401円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 165,576,541円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8405円 (1万口当たり純資産額) (8,405円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8055円 (1万口当たり純資産額) (8,055円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期特定期間		第16期特定期間	
	自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日		自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日	

<p>分配金の計算過程</p>	<p>第82期(自平成28年12月9日至平成29年1月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,225,525円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,182,310円)及び分配準備積立金(160,297,624円)より分配対象収益は203,705,459円(1万口当たり2,189.39円)であり、うち11,164,981円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第83期(自平成29年1月11日至平成29年2月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,843,638円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,127,881円)及び分配準備積立金(159,176,905円)より分配対象収益は202,148,424円(1万口当たり2,186.93円)であり、うち11,092,083円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第84期(自平成29年2月9日至平成29年3月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,781,310円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,230,966円)及び分配準備積立金(158,739,301円)より分配対象収益は197,751,577円(1万口当たり2,140.37円)であり、うち11,086,929円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第85期(自平成29年3月9日至平成29年4月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,195,476円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(31,900,866円)及び分配準備積立金(152,196,298円)より分配対象収益は190,292,640円(1万口当たり2,088.76円)であり、うち10,932,308円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第86期(自平成29年4月11日至平成29年5月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,660,612円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(31,995,628円)及び分配準備積立金(147,203,328円)より分配対象収益は185,859,568円(1万口当たり2,041.98円)であり、うち10,922,216円(1万口当たり120円)を分配しております。</p>	<p>第88期(自平成29年6月9日至平成29年7月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,610,463円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,570,995円)及び分配準備積立金(135,490,445円)より分配対象収益は174,671,903円(1万口当たり1,944.20円)であり、うち10,781,006円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第89期(自平成29年7月11日至平成29年8月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,994,592円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,528,040円)及び分配準備積立金(129,156,484円)より分配対象収益は167,679,116円(1万口当たり1,892.45円)であり、うち10,632,432円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第90期(自平成29年8月9日至平成29年9月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,651,909円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(31,922,343円)及び分配準備積立金(119,096,169円)より分配対象収益は156,670,421円(1万口当たり1,840.24円)であり、うち10,216,218円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第91期(自平成29年9月9日至平成29年10月10日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,968,859円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,501,349円)及び分配準備積立金(113,154,438円)より分配対象収益は151,624,646円(1万口当たり1,791.40円)であり、うち10,156,757円(1万口当たり120円)を分配しております。</p> <p>第92期(自平成29年10月11日至平成29年11月8日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,995,098円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(32,950,388円)及び分配準備積立金(108,779,422円)より分配対象収益は147,724,908円(1万口当たり1,742.29円)であり、うち10,174,485円(1万口当たり120円)を分配しております。</p>
-----------------	--	--

第87期（自 平成29年 5月 9日 至 平成29年 6月 8日）	第93期（自 平成29年11月 9日 至 平成29年12月 8日）
計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,196,255円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（32,842,073円）及び分配準備積立金（141,903,247円）より分配対象収益は180,941,575円（1万口当たり1,990.34円）であり、うち10,909,152円（1万口当たり120円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,621,454円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（33,508,277円）及び分配準備積立金（104,598,594円）より分配対象収益は143,728,325円（1万口当たり1,688.54円）であり、うち10,214,311円（1万口当たり120円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第15期特定期間 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期特定期間 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
期首元本額	932,190,050円	909,096,060円
期中追加設定元本額	9,393,114円	19,789,161円
期中一部解約元本額	32,487,104円	77,692,601円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期特定期間末 平成29年 6月 8日現在	第16期特定期間末 平成29年12月 8日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	15,194,420	12,038,902
親投資信託受益証券	396	-
合計	15,194,816	12,038,902

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-カレンシー・バスケット・クラス	786,856,323	668,670,503	
投資信託受益証券 小計		786,856,323	668,670,503	
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	3,960,411	4,001,995	
親投資信託受益証券 小計		3,960,411	4,001,995	
合計		790,816,734	672,672,498	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・ウェイブ マネープールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 平成29年 6月 8日現在	第16期 平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,527	21,289
親投資信託受益証券	979,261	978,970
流動資産合計	1,000,788	1,000,259
資産合計	1,000,788	1,000,259
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	151	151
未払委託者報酬	87	88
流動負債合計	238	239
負債合計	238	239
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	550	20
(分配準備積立金)	9,671	9,671
元本等合計	1,000,550	1,000,020
純資産合計	1,000,550	1,000,020
負債純資産合計	1,000,788	1,000,259

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第15期		第16期	
	自	平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	自	平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
営業収益				
有価証券売買等損益		290		291
営業収益合計		290		291
営業費用				
受託者報酬		151		151
委託者報酬		87		88
営業費用合計		238		239
営業利益		528		530
経常利益		528		530
当期純利益		528		530
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-		-
期首剰余金又は期首欠損金 ()		1,078		550
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 ()		550		20

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第16期 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第15期 平成29年 6月 8日現在	第16期 平成29年12月 8日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口	1. 計算期間末日における受益権の総数 1,000,000口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0006円 (1万口当たり純資産額) (10,006円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (1万口当たり純資産額) (10,000円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第15期 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,158円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（348円）及び分配準備積立金（8,513円）より分配対象収益は10,019円（1万口当たり100.19円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（348円）及び分配準備積立金（9,671円）より分配対象収益は10,019円（1万口当たり100.19円）であります。分配を行っておりません。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第15期 平成29年 6月 8日現在	第16期 平成29年12月 8日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

	第15期 自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	第16期 自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第15期 平成29年 6月 8日現在	第16期 平成29年12月 8日現在
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第15期 平成29年 6月 8日現在	第16期 平成29年12月 8日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	290	291
合計	290	291

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内マネー・マザーファンド	968,798	978,970	
合計		968,798	978,970	

（注1）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

アジア・ウェイブの各通貨コースは、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、アジア・ウェイブの各通貨コース及びアジア・ウェイブ マネープールファンドは、「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」は、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」の個別クラスとなっております。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」はケイマン諸島の法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成29年6月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店から入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 財政状態計算書(無監査)

2017年6月30日現在

	注記	2017年6月30日現在 日本円	2016年12月31日現在 日本円
資産			
流動資産			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5	1,529,569,968	2,793,576,851
受益証券保有者に対する債権		7,610,485	99,096,228
現金および現金残高	7	210,390,131	136,773,076
証拠金勘定	8	12,997,860	49,777,015
資産合計		1,760,568,444	3,079,223,170
負債			
流動負債			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5	20,477,751	70,527,379
受益証券保有者に対する債務		-	2,944,379
受益証券保有者に対する未払分配金		17,044,686	43,180,441
未払費用	9	12,972,040	19,424,035
負債合計(受益証券保有者に帰属する純資産を除きます。)		50,494,477	136,076,234
受益証券保有者に帰属する純資産		1,710,073,967	2,943,146,936

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

(2) 包括利益計算書(無監査)

2017年6月30日に終了した半年間

	注記	2017年6月30日に 終了した半年間 日本円	2016年6月30日に 終了した半年間 日本円
収益			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値の純変動額		114,290,680	116,787,108
為替差損純額		(6,209,585)	(78,847,506)
投資純収益合計		108,081,095	37,939,602
費用			
投資顧問会社報酬	12	4,133,307	5,059,809
受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	12	5,654,028	5,724,414
保管受託銀行報酬	12	3,788,809	3,401,561
取引費用		11,957	32,560
専門家報酬		20,069	-
支払利息		160,359	66,170
その他の営業費用		4,574,472	3,233,745
営業費用合計		18,343,001	17,518,259
営業利益		89,738,094	20,421,343
金融費用			
受益証券保有者に対する分配金	11	(165,744,035)	(184,814,717)
分配金控除後税引前損失		(76,005,941)	(164,393,374)

源泉税	-	-
分配金控除後税引後損失	(76,005,941)	(164,393,374)

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

(3) 受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(無監査)

2017年6月30日に終了した半年間

注記	2017年6月30日に 終了した半年間 合計 日本円	2016年6月30日に 終了した半年間 合計 日本円
受益証券保有者に帰属する純資産期首 残高	2,943,146,936	3,948,492,425
受益証券の発行	10 572,767,449	165,668,544
受益証券の償還	10 (1,729,834,477)	(829,428,372)
受益証券の発行/償還による純減少額	(1,157,067,028)	(663,759,828)
営業による受益証券保有者に帰属する 純資産の減少額	(76,005,941)	(164,393,374)
受益証券保有者に帰属する純資産	1,710,073,967	3,120,339,223

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

(4) キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2017年6月30日に終了した半年間

注記	2017年6月30日に 終了した半年間 日本円	2016年6月30日に 終了した半年間 日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当半年間の営業利益	89,738,094	20,421,343
調整:		
- 支払利息	160,359	66,170
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー	89,898,453	20,487,513
営業資産・負債の変動		
- ブローカーに対する債権の減少	-	148,382
- 未払費用の減少	(6,451,995)	(764,105)
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産の減少	1,264,006,883	793,751,119
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融 負債の(減少)/増加	(50,049,628)	4,346,466
- 証拠金勘定の減少/(増加)	36,779,155	(28,153,494)
- その他の債権の減少	-	223,400
営業によるキャッシュ	1,334,182,868	790,039,281
利息の支払	(160,359)	(66,170)
営業活動による正味キャッシュ	1,334,022,509	789,973,111
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益証券保有者に対する支払分配金	(191,879,790)	(190,614,605)
受益証券の発行による収入	664,253,192	160,259,669
受益証券の償還による支払	(1,732,778,856)	(867,952,081)

財務活動に使用された正味キャッシュ	(1,260,405,454)	(898,307,017)
現金および現金残高の純増加/(減少)額	73,617,055	(108,333,906)
現金および現金残高の期首残高	136,773,076	347,231,036
現金および現金残高の期末残高	7 210,390,131	238,897,130

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部です。

(5) 財務書類に対する注記(無監査)

2017年6月30日に終了した半年間

1. 一般的情報

ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド(ユナイテッド・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド)(以下「当ファンド」といいます。)は、ケイマン諸島で設定され、籍を置いています。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、P.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman KY1 - 1206です。当ファンドは、2010年2月2日に設立され、2010年2月23日に運用を開始しました。

当ファンドは、主としてアジアおよびオセアニアの公共団体および民間企業が発行した負債証券に投資することで、安定した収益および長期的な自己資本の増価を達成することを目的としています。

当ファンドの投資活動は、シンガポール法に基づき設立された会社であるUOBアセット・マネジメント・リミテッド(以下「投資顧問会社」といいます。)により管理されています。BNY メロン ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供しています。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社に任命されています。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行です。

当ファンドは、ユナイテッド・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドの私募発行覚書の付属書類1に定められているとおり、以下の受益証券のクラス、すなわち、JPYクラス、KRWクラス、CNYクラス、AUDクラス、およびカレンシー・バスケット・クラス(以下それぞれ「クラス」といいます。)について売出しが行われています。

2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。これらの方針は、それ以外の明記がない限り、本財務書類において表示されたすべての会計年度に一貫して適用されています。

2.1 作成の基礎

当ファンドの財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成されています。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含みます。)の再評価によって修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求されています。また、IFRSに準拠した財務書類の作成では、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者が判断を行うことが要求されています。

本財務書類中の純資産に対する言及はすべて、それ以外の明記がない限り、受益証券保有者に帰属する純資産を指しています。

当ファンドのすべての資産および負債は売買目的の保有か、または、1年以内に実現することが見込まれるものです。

(a) 2016年1月1日に発効している基準、修正、および解釈指針

2016年1月1日以降開始する会計年度において初めて適用され、当ファンドに重要な影響を及ぼす基準、基準の解釈指針または既存の基準に対する修正はありません。

(b) 公表済であるが2016年1月1日に開始する会計年度においてまだ未発効でありかつ早期適用されていない新基準、修正、および解釈指針

多くの新基準、基準の修正、および解釈指針は2016年1月1日より後に開始する年度から発効されますが、当

該財務書類の作成においては適用されていません。

IFRS第9号「金融商品」は金融資産および金融負債の分類、測定および認識に関する基準です。IFRS第9号は2009年11月に公表され、2010年10月にアップデートされました。当該基準は、金融商品の分類および測定に関するIAS第39号を部分的に置き換えるものです。IFRS第9号は、金融資産を公正価値で測定するものと償却原価で測定するものの2つのカテゴリーに分類するよう求めています。分類の決定は当初認識時に行われます。分類は、その金融資産を管理する企業のビジネスモデルと、その金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて決定されます。金融負債については、IAS第39号の規定とおおむね同様です。主な変更は、金融負債に公正価値オプションが選択されている場合、自己の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動の一部が、会計上のミスマッチを引き起こさない限り、損益計算書ではなくその他の包括利益に認識される点です。当ファンドは、この修正による潜在的影響を現在評価中であり、IFRS第9号を、遅くとも2018年1月1日以後開始する会計年度から適用する予定です。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としています。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためです。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算されます。外貨建資産・負債は、財政状態計算書日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算されます。換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に計上されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値の純変動額」に表示されます。

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

(a) 分類

当ファンドは、負債証券に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。これらの金融資産は、売買目的保有に分類されていませんが、当ファンドの文書化された投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され、かつ、その収益実績が評価されています。

当ファンドはデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジとして指定していないため、デリバティブは、売買目的保有に分類されています。

(b) 認識 / 認識の中止

通常の方法による投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産は認識の中止が行われます。

(c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、発生時に包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値の純変動額」に表示されます。それには、純損益を通じて公正価値で測定する負債証券に係る利息を含んでいます。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公に取引されるデリバティブおよび投資有価証券等）の公正価値は、財政状態計算書日現在の市場相場価格に基づいています。当ファンドが保有する金融資産に使用される市場相場価格は、経過利息を考慮した期末の買呼値です。金融負債に関する適切な市場相場価格は、期末の売呼値です。

活発な市場で取引されない金融商品（例えば、店頭取引デリバティブ）の公正価値は、評価技法を使用して決

定されます。当ファンドは、様々な方法を使用し、各財政状態計算書日現在の市況に基づく仮定を行っていません。使用される評価技法には、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用が含まれています。

2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に報告します。法的に強制力のある権利は、将来の事象を条件とすることはできず、通常の事業過程および取引相手方の債務不履行、破産、または倒産の際における強制力である必要があります。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、それぞれ、契約済であるが財政状態計算書日時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する未収金および購入有価証券に関する未払金を表しています。これらの金額は当初は公正価値で認識され、その後、実効金利法を用いた償却原価(ブローカーに対する債権の金額についての減損引当金を控除)で測定されます。

2.6 現金および現金残高

現金および現金残高は銀行預金で構成されています。

2.7 証拠金勘定

証拠金勘定は、先物取引に関して保持する委託証拠金です。

2.8 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、事後に、実効金利法を用いた償却原価で表示されます。

2.9 発行済受益証券

発行済受益証券は、保有者の選択により償還が可能であり、負債に分類されています。受益証券は、当ファンドの受益証券のクラスに帰属する純資産額に比例した持分に相当する現金と引き換えに、いずれの取引日においても当ファンドに対する償還請求が可能です。各受益証券は、保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

受益証券は、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行または償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を、当該クラスの発行済受益証券の合計口数で除することにより算出されます。

2.10 受取利息

受取利息は、実効金利法を用いた時間比例基準で認識され、現金および現金残高からの受取利息も含んでいます。

2.11 受益証券保有者に対する未払分配金

受益証券保有者に対して提示された分配金は、適切に承認され、ファンドの裁量によるものでは無くなった時点で、包括利益計算書に認識されます。投資顧問会社は分配の実施に関する決定について、絶対的な裁量を有しています。償還株式の分配金は金融費用として包括利益計算書に認識されます。

2.12 課税

当ファンドは、ケイマン諸島に籍を置いています。

ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、算定、譲渡益またはその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はありません。当ファンドは、一部の国々によって投資収益および譲渡益に係る源泉税を課される可能性があります。このような収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。

2017年6月30日現在、当ファンドは、税金負債をゼロと見積もっている投資利益に関して不確実な税金エクスポージャーを有しています。見積額は投資顧問会社の最善の見積りを表していますが、最終的な支払額とは大幅に異なる可能性があります。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

本財務書類の作成において、経営者は、将来の期間における資産および負債の報告金額に影響を与える見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、かかる見積りおよび判断は、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（状況に照らして評価が可能と考えられる将来の事象の予想も含まれます。）に基づきます。

当半期会計年度に経営者が行った重要な見積りおよび判断はありません。

4. 金融リスク管理

4.1 金融商品を利用する際の戦略

当ファンドは、投資活動に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされています。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあり、投資顧問会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めています。

4.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の将来価格の不確実性から生じます。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表しています。当ファンドの活動の特性に直接的に起因して、リターンを最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることとなります。当ファンドにおいては、許容できるリスク・プレミアムでの利回りに重点を置いてアクティブ運用が行われています。遞増的なリターンの主要な源泉として重要視されているのは、信用スプレッドです。投資顧問会社による信用分析および与信分散は、付加価値の源泉として重要であり、かつ、投資に固有の非システムティック・リスクを個々に低減させるためです。投資顧問会社は、金利、信用リスクおよび外国為替に関する適切な投資戦略を採用することで、当ファンドの利回りの上昇に努めています。

当ファンドが投資する負債証券は、上場または非上場の場合があります。それらは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行引受手形、為替手形、約束手形、財務省短期証券、変動利付債、固定利付債、貸株、ゼロ・クーポン債、転換社債およびその他すべての変動利付または固定利付証券を含んでおり、アジアおよびオセアニアの公共団体および民間企業によって発行されているものです。

投資顧問会社は、当ファンドの債券および負債証券への投資によって生じる金利リスク、信用リスクおよび為替リスクをヘッジする目的で、または、当ファンドのポートフォリオを効率的に管理するために、デリバティブ金融商品を利用する場合があります。これらの目的に利用されるデリバティブは、店頭オプション、金利スワップ、先物、為替先渡、差額決済契約、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デリバティブまたはクレジット・リンク債等の仕組債を含む場合がありますが、それらに限定されるものではありません。

以下の表は、当ファンドの負債証券のポートフォリオがエクスポージャーを有する国およびセクターの要約です。

2017年6月30日現在

	市場価値 日本円	保有割合（％）
国*		
オーストラリア	97,783,570	6.60
バミューダ	57,230,891	3.86
ケイマン諸島	273,617,948	18.45
中国	119,648,917	8.07
香港	139,908,160	9.44
インド	69,062,194	4.66
インドネシア	126,235,324	8.51
マレーシア	72,872,112	4.91
オランダ	88,731,318	5.98
シンガポール	141,554,168	9.55
韓国	67,623,573	4.56

タイ	47,837,213	3.23
ヴァージン諸島(英領)	180,508,500	12.18
合計	1,482,613,888	100.00
業種		
金融	365,443,740	24.65
工業	820,046,941	55.31
公益事業	198,887,905	13.41
各国の財務省	98,235,302	6.63
合計	1,482,613,888	100.00

* 設立国に基づく分類です。

2016年12月31日現在

	市場価値 日本円	保有割合(%)
国*		
オーストラリア	98,978,939	3.57
ケイマン諸島	728,097,469	26.23
中国	146,010,494	5.26
香港	279,386,250	10.07
インド	233,752,372	8.42
インドネシア	320,776,257	11.56
マレーシア	109,931,694	3.96
オランダ	165,900,362	5.98
シンガポール	215,234,921	7.76
タイ	83,302,625	3.00
ヴァージン諸島(英領)	393,860,794	14.19
合計	2,775,232,177	100.00
業種		
金融	493,866,213	17.79
政府機関	35,683,045	1.29
工業	1,964,332,714	70.78
公益事業	181,657,809	6.55
各国の財務省	99,692,396	3.59
合計	2,775,232,177	100.00

* 設立国に基づく分類です。

4.3 金利リスク

当ファンドは、その利付金融資産・負債によって、財政状態およびキャッシュ・フローに対する市場金利の実勢水準の変動の影響に関連するリスクにさらされています。金利リスクは、当ファンドのリスクの重要な構成要素です。投資顧問会社は、個々の保有有価証券の修正デュレーションを、当ファンド全体のデュレーションとともに監視しています。投資顧問会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが私募発行覚書の付属書類1に規定されているとおり7年未満になるようにしています。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものです。表には、当ファンドの資産および負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定または満期日のいずれか早い方により分類されています。

1ヶ月未満	1ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上	無利息	合計
-------	---------------	--------------	------	-----	----

	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年6月30日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	408,324,876	1,057,375,543	63,869,549	1,529,569,968
受益証券保有者に対する債権	-	-	-	-	7,610,485	7,610,485
現金および現金残高	210,390,131	-	-	-	-	210,390,131
証拠金勘定	12,997,860	-	-	-	-	12,997,860
資産合計	223,387,991	-	408,324,876	1,057,375,543	71,480,034	1,760,568,444
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-	20,477,751	20,477,751
受益証券保有者に対する未払分配金	-	-	-	-	17,044,686	17,044,686
未払費用	-	-	-	-	12,972,040	12,972,040
負債合計	-	-	-	-	50,494,477	50,494,477
金利感应度ギャップ合計	223,387,991	-	408,324,876	1,057,375,543	20,985,557	1,710,073,967

	1ヶ月未満 日本円	1ヶ月以上 1年未満 日本円	1年以上 5年未満 日本円	5年以上 日本円	無利息 日本円	合計 日本円
2016年12月31日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	676,279,904	2,066,097,538	51,199,409	2,793,576,851
受益証券保有者に対する債権	-	-	-	-	99,096,228	99,096,228
現金および現金同等物	136,773,076	-	-	-	-	136,773,076
証拠金勘定	49,777,015	-	-	-	-	49,777,015
資産合計	186,550,091	-	676,279,904	2,066,097,538	150,295,637	3,079,223,170
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-	70,527,379	70,527,379
受益証券保有者に対する債務	-	-	-	-	2,944,379	2,944,379
受益証券保有者に対する未払分配金	-	-	-	-	43,180,441	43,180,441
未払費用	-	-	-	-	19,424,035	19,424,035
負債合計	-	-	-	-	136,076,234	136,076,234

金利感応度ギャップ合計	186,550,091	-	676,279,904	2,066,097,538	14,219,403	2,943,146,936
-------------	-------------	---	-------------	---------------	------------	---------------

金利感応度分析

当期間の金利変動のボラティリティは、報告日現在における、金利の25ベース・ポイント(2016年:25ベース・ポイント)の変動から導出されています。この分析は、他のすべての変数が不変であると仮定しています。

	純資産に対する金利変動の影響額	
	25ベース・ポイントの上昇 日本円	25ベース・ポイントの低下 日本円
2017年6月30日現在 受益証券保有者に帰属する純資産に対する正味影響額	(16,305,917)	16,305,917

	純資産に対する金利変動の影響額	
	25ベース・ポイントの上昇 日本円	25ベース・ポイントの低下 日本円
2016年12月31日現在 受益証券保有者に帰属する純資産に対する正味影響額	(30,577,508)	30,577,508

金融資産および金融負債によるキャッシュ・フロー金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーは、主に現金および現金残高で構成されており、それらは変動する短期の市場金利で保有されています。これらの残高に対する市場金利の変動は、当ファンドに重大な影響を与えません。

4.4 信用リスクおよび取引相手方リスク

当ファンドは、発行体または相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。当ファンドは、金融インフラが完全には整備されていない国々に投資する場合があります。その結果、当ファンドは、ブローカー、決済機関および取引所との取引に関するリスクを含む様々な信用リスクにさらされます。さらに、新興市場で発行された特定の有価証券の信用度は、評価が困難な場合があります。当ファンドはまた、相手方および保管機関に保有する資産が、これらの当事者が債務不履行となった場合には回収不能となるリスクにさらされています。

投資顧問会社は、承認されたブローカーおよびその他の信頼できる金融機関と取引することで、当ファンドの信用リスクを最小限に抑えています。当ファンドの金融資産もまた、定評のある承認された相手方により保管されています。

以下の表は、当ファンドの資産が2017年6月30日および2016年12月31日に保有されている銀行および保管受託銀行のムーディーズの信用格付を要約したものです。

2017年6月30日現在	公正価値 日本円	信用格付
<u>銀行</u>		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	210,390,131	A1
<u>保管受託銀行</u>		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	1,482,613,888	A1
UOBプリオン&フューチャーズ	12,997,860	Aa1

金融デリバティブの相手方

ホンコン・シャンハイ・バンキング・コーポレーション	13,468,752	Aa2
ステート・ストリート&トラスト	10,464,213	Aa3
ユニテッド・オーバーシーズ・バンク・リミテッド	5,623,820	Aa1
ウェストバック・バンキング・コーポレーション	17,279,237	Aa3
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ	120,058	Aa3

2016年12月31日現在

	公正価値 日本円	信用格付
銀行		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	136,773,076	A1
保管受託銀行		
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	2,775,232,177	A1
UOBプリオン&フューチャーズ	49,777,015	Aa1
金融デリバティブの相手方		
BNPパリバ	3,024,334	A1
ホンコン・シャンハイ・バンキング・コーポレーション	2,981,310	Aa2
ステート・ストリート&トラスト	43,235	A1
ウェストバック・バンキング・コーポレーション	12,249,702	Aa2
シティバンク NA	46,093	Baa1

報告日現在の信用リスクの最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額です。

投資顧問会社は、各投資の信用格付を取引ベースで監視し、当ファンドが私募発行覚書に規定されている投資方針を厳守するようにしています。当ファンドは、投資方針に従って、スタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「BB-」またはムーディーズによれば「Ba3」の信用格付を最低でも有する非ソブリン証券、および、スタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「B-」またはムーディーズによれば「B3」の信用格付を最低でも有するソブリン証券および準ソブリン証券に、主として投資を行うことが可能です。

非ソブリン証券が上記の格付機関のいずれによっても格付されていなくても、適切な地域の格付機関によって格付されている場合、投資顧問会社は、その地域の格付機関による格付を採用することができます。

以下の表の分析は、当ファンドの債券投資について信用格付別に債券投資合計に対する割合を示したものです。

格付 (ムーディーズ)	市場価値 日本円	格付(スタンダード・アンド・プアーズ)		市場価値 日本円	2017年6月30日現在 %
		2017年6月30日現在 %	2017年6月30日現在 %		
Aaa	-	-	AAA	-	-
Aa2	-	-	AA	-	-
Aa3	-	-	AA-	22,374,934	1.51
A1	153,310,477	10.34	A+	130,935,543	8.83
A2	-	-	A	-	-
A3	246,494,808	16.63	A-	91,738,261	6.19
Baa1	131,944,420	8.90	BBB+	348,076,877	23.48
Baa2	196,438,093	13.25	BBB	91,202,635	6.15
Baa3	337,110,595	22.74	BBB-	139,868,744	9.44

Ba1	57,230,891	3.86	BB+	149,752,959	10.10
Ba2	22,712,132	1.53	BB	135,103,341	9.11
Ba3	126,614,651	8.54	BB-	22,696,139	1.53
B1	24,092,363	1.62	B+	71,204,339	4.80
B2	-	-	B	-	-
無格付	186,665,458 *	12.59	無格付	279,660,116	18.86
合計	1,482,613,888	100.00	合計	1,482,613,888	100.00

* 無格付の有価証券の大部分は投資顧問会社が評価しており、BBB / Baa格付の有価証券と一致する信用度を有しています。BBB / Baa格付は、投資適格とみなすことができます。投資適格債券とは、デフォルトのリスクが比較的低いと考えられる債券です。

格付 (ムーン デイズ)	市場価値 日本円	格付(ス タンダー ド・アン ド・プ アーズ)			
		2017年6月30 日現在 %	2017年6月30 日現在 %		
Aaa	-	-	AAA/Aaa	-	-
Aa1	-	-	AA+/Aa1	-	-
Aa2	-	-	AA/Aa2	-	-
Aa3	-	-	AA-/Aa3	-	-
A1	-	-	A+/A1	-	-
A2	-	-	A/A2	-	-
A3	22,457,077	12.03	A-/A3	58,084,046	20.77
Baa1	-	-	BBB+/Baa1	-	-
Baa2	-	-	BBB/Baa2	59,111,982	21.14
Baa3	-	-	BBB-/Baa3	56,734,609	20.29
Ba1	-	-	BB+/Ba1	-	-
Ba2	47,661,865	25.53	BB/Ba2	-	-
Ba3	22,696,139	12.16	BB-/Ba3	58,991,078	21.09
B1	71,204,339	38.15	B+/B1	24,092,363	8.61
無格付	22,646,038	12.13	無格付	22,646,038	8.10
合計	186,665,458 *	100.00	合計	279,660,116 *	100.00

格付 (ムーン デイズ)	市場価値 日本円	格付(ス タンダー ド・アン ド・プ アーズ)			
		2016年12月31 日現在 %	2016年12月31 日現在 %		
Aaa	-	-	AAA	-	-
Aa2	-	-	AA	-	-
Aa3	197,979,580	7.13	AA-	-	-
A1	86,903,972	3.13	A+	284,883,552	10.26
A2	-	-	A	-	-
A3	503,984,795	18.16	A-	131,471,550	4.74
Baa1	180,611,418	6.51	BBB+	624,980,542	22.52
Baa2	425,222,515	15.32	BBB	126,735,339	4.57
Baa3	715,989,738	25.80	BBB-	239,360,870	8.62
Ba1	-	-	BB+	447,569,484	16.13
Ba2	149,237,476	5.38	BB	267,734,670	9.65
Ba3	248,175,649	8.94	BB-	-	-
B1	-	-	B+	145,880,697	5.26

B2	-	-	B	-	-
無格付	267,127,034 *	9.63	無格付	506,615,473 *	18.25
合計	2,775,232,177	100.00	合計	2,775,232,177	100.00

* 無格付の有価証券の大部分は投資顧問会社が評価しており、BBB / Baa格付の有価証券と一致する信用度を有しています。BBB / Baa格付は、投資適格とみなすことができます。投資適格債券とは、デフォルトのリスクが比較的低いと考えられる債券です。

格付 (ムーン デイズ)	市場価値 日本円	2016年12月31日 現在 %	格付(ス タンダー ド・アン ド・プ アーズ)	市場価値 日本円	2016年12月31日 現在 %
Aaa	-	-	AAA/Aaa	-	-
Aa1	-	-	AA/Aa2	-	-
Aa2	-	-	AA-/Aa3	-	-
Aa3	-	-	A+/A1	-	-
A1	-	-	A/A2	-	-
A2	-	-	A-/A3	214,363,155	42.31
A3	70,132,272	26.25	BBB+/Baa1	22,729,671	4.49
Baa1	-	-	BBB/Baa2	148,037,429	29.22
Baa2	-	-	BBB-/Baa3	-	-
Baa3	-	-	BB+/Ba1	-	-
Ba1	-	-	BB/Ba2	-	-
Ba2	99,656,179	37.31	BB-/Ba3	121,485,218	23.98
Ba3	-	-	B+/B1	-	-
B1	97,338,583	36.44	B/B2	-	-
合計	267,127,034 *	100.00	合計	506,615,473 *	100.00

当ファンドの投資には、減損しているものも、期日が経過しているが減損していないものもありません。

4.5 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な投資対象に投資しています。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資しています。

当ファンドは適宜、店頭で取引されるデリバティブ商品に投資する場合があります。かかる商品は組織化されている市場で取引されておらず流動性が低い場合があります。その結果、当ファンドは、流動性の必要を満たすため、または、特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応するために、これらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合があります。

受託会社は、投資顧問会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および/または償還金の支払を延期することが可能です。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられます。

投資顧問会社は、受託会社と協議の上、受益証券保有者が取引日に換金することができる受益証券のクラスの合計口数または価額を、当ファンドの発行済の受益証券(発行について合意されている受益証券は除外)の合計口数または価額の10%(または、投資顧問会社によって決定されるその他の割合)に制限することが可能とされています。かかる制限は、当該取引日に換金を実施するよう正当な方法で請求している、関連のある受益証券のクラスの保有者全員に対し、換金請求されている各保有額の換金割合が受益証券保有者全員同一になるよう、比例的に適用されます。

当ファンドは、借入金額が直前の評価日における純資産額の10%を超えない範囲で借入を行うことができます。期中に借入は行われませんでした。

当ファンドの方針に従い、投資顧問会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視しています。

以下の表は、当ファンドの金融負債を、財政状態計算書日から契約上の満期日までの残存期間に基づき関連する満期でグルーピングして分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。

	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上
	日本円	日本円	日本円
2017年6月30日現在			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	16,799,014	3,678,737	-
受益証券保有者に対する債務	-	-	-
受益証券保有者に対する未払分			
配金	17,044,686	-	-
未払費用	12,972,040	-	-
受益証券保有者に帰属する純資産	1,710,073,967	-	-
合計	1,756,889,707	3,678,737	-
2016年12月31日現在			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12,940,116	57,587,263	-
受益証券保有者に対する債務	2,944,379	-	-
受益証券保有者に対する未払分			
配金	43,180,441	-	-
未払費用	19,424,035	-	-
受益証券保有者に帰属する純資産	2,943,146,936	-	-
合計	3,021,635,907	57,587,263	-

2017年6月30日現在、当ファンドの受益証券は、5つの機関投資家と日本において公募されている2つのオープン・エンド型の投資信託によって保有されています(2016年:5つの機関投資家と日本において公募されている2つのオープン・エンド型の投資信託によって保有されていました。)

4.6 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有しています。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされています。当ファンドは適宜、一定量の為替リスクを削減するため、為替変動をヘッジする為替先渡契約、オプションまたは先物を利用する場合があります。

相対的価値を高め、かつ分散化を増進するために、投資顧問会社は、各クラスに関する個別の通貨のオーバーレイ戦略を実行することによって、当ファンドの各クラスの為替エクスポージャーを管理します。JPYクラス、KRWクラス、CNYクラスおよびAUDクラスの場合、各クラスの参照通貨(以下「参照通貨」といいます。)は、当該クラスの名称に示されています。カレンシー・バスケット・クラスの場合には、参照通貨は、以下の11種類のアジアおよびオセアニアの通貨、すなわち、豪ドル、中国元、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、韓国ウォン、マレーシア・リングgit、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル、新台湾ドル、タイ・バーツおよび米ドル(アジア通貨バスケット)で構成されています。各クラスに関する個別の通貨のオーバーレイ戦略による損益は、各クラスに帰属します。

以下の表は、2017年6月30日および2016年12月31日現在、日本円表示の貨幣性および非貨幣性の資産および負債による、為替に対する当ファンドのエクスポージャーの要約です。

	資産	負債	為替先渡	正味エクスポージャー
	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年6月30日現在				
豪ドル	414,800	36,856	338,768,296	339,146,240
中国元	-	1,080,826	129,496,658	128,415,832

インドネシア・ルピア	-	-	117,645,422	117,645,422
インド・ルピー	-	2,548,868	125,127,390	122,578,522
韓国ウォン	-	-	71,093,078	71,093,078
マレーシア・リングgit	-	-	113,566,630	113,566,630
フィリピン・ペソ	-	-	109,926,226	109,926,226
シンガポール・ドル	136,244	6,451,849	35,084,290	28,768,685
新台湾ドル	-	-	59,629,291	59,629,291
タイ・バーツ	-	-	92,307,812	92,307,812
米ドル	1,630,203,470	2,853,641	(1,733,303,067)	(105,953,238)
日本円	82,857,850	17,044,686	567,136,303	632,949,467
合計	1,713,612,364	30,016,726	26,478,329	1,710,073,967

	資産 日本円	負債 日本円	為替先渡 日本円	正味エクスポージャー 日本円
2016年12月31日現在				
豪ドル	4,688,770	36,856	575,881,912	580,533,826
中国元	-	1,080,826	199,745,215	198,664,389
インドネシア・ルピア	-	-	120,720,729	120,720,729
インド・ルピー	-	2,548,868	139,550,158	137,001,290
韓国ウォン	-	-	103,176,799	103,176,799
マレーシア・リングgit	-	-	112,841,688	112,841,688
フィリピン・ペソ	-	-	115,839,913	115,839,913
シンガポール・ドル	393,907	13,767,365	34,702,624	21,329,166
新台湾ドル	-	-	58,423,631	58,423,631
タイ・バーツ	-	-	25,995,688	25,995,688
米ドル	2,874,391,212	2,208,799	(3,008,878,383)	(136,695,970)
日本円	181,404,607	46,124,820	1,470,036,000	1,605,315,787
合計	3,060,878,496	65,767,534	(51,964,026)	2,943,146,936

為替感応度分析

以下の表は、2017年6月30日および2016年12月31日現在における、外国為替の変動に対する当ファンドの貨幣性および非貨幣性の資産および負債の感応度を示したものです。当該分析は、以下に開示されているとおり、機能通貨が関連する外国為替レートに対して上昇/低下したという仮定に基づいています。これは、外国為替レートの合理的に起こりうる変動についての投資顧問会社の最善の見積りを表すものであり、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティが考慮されています。

2017年6月30日現在	変動割合*	受益証券保有者に帰属する純資産に対する影響額 日本円
	%	
豪ドル	2.0512	6,956,568
中国元	(1.2496)	(1,604,684)
インドネシア・ルピア	(2.6172)	(3,079,016)
インド・ルピー	1.1525	1,412,717
韓国ウォン	1.6939	1,204,246
マレーシア・リングgit	0.6753	766,915
フィリピン・ペソ	(5.0923)	(5,597,773)
シンガポール・ドル	1.0854	312,255
新台湾ドル	2.0636	1,230,510
タイ・バーツ	1.5539	1,434,371
米ドル	(3.6629)	3,880,961

2016年12月31日現在	変動割合* %	受益証券保有者に帰属する純資産に対する影響額 日本円
豪ドル	(3.5048)	(20,346,550)
中国元	(9.4020)	(18,678,426)
インドネシア・ルピア	(0.7936)	(958,040)
インド・ルピー	(5.4908)	(7,522,467)
韓国ウォン	(5.8723)	(6,058,851)
マレーシア・リングgit	(7.2045)	(8,129,679)
フィリピン・ペソ	(8.2257)	(9,528,644)
シンガポール・ドル	(4.7953)	(1,022,797)
新台湾ドル	(1.1834)	(691,385)
タイ・バーツ	(2.5698)	(668,037)
米ドル	(3.0441)	4,161,162

* 外国為替相場の増減は受益証券保有者に帰属する純資産において等しく、かつ反対の影響があると考えられます。

4.7 自己資本リスク管理

当ファンドの自己資本は、受益証券保有者に帰属する純資産です。受益証券保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による追加申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の利害関係者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の発展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。

自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・当ファンドが7日以内に換金可能と見込んでいる資産に対する日々の追加申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。これには、償還を制限する能力が含まれ、かつ、一定の最小限の保有額および募集額が必要とされます。

投資顧問会社は、受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づき自己資本を監視しています。

4.8 公正価値の見積り

当ファンドは、測定を行う際に使用したインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類しています。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・同一の資産または負債についての活発な市場における(未調整の)相場価格(レベル1)
- ・当該資産または負債について直接に(すなわち、価格として)または間接に(すなわち、価格から算出して)観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)
- ・当該資産または負債についての、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち、観察不能な価格)(レベル3)

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されます。この目的上、インプットの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に配信または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下の表は、2017年6月30日および2016年12月31日現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものです。

2017年6月30日現在

	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産：				
負債証券				
- 金融	-	365,443,740	-	365,443,740
- 工業	-	820,046,941	-	820,046,941
- 公益事業	-	198,887,905	-	198,887,905
- 各国の財務省	-	98,235,302	-	98,235,302
デリバティブ				
- 為替先渡	-	46,956,080	-	46,956,080
資産合計	-	1,529,569,968	-	1,529,569,968
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債：				
デリバティブ				
- 為替先渡	-	20,477,751	-	20,477,751
負債合計	-	20,477,751	-	20,477,751

2016年12月31日現在

	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産：				
負債証券				
- 金融	-	493,866,213	-	493,866,213
- 政府機関	-	35,683,045	-	35,683,045
- 工業	-	1,964,332,714	-	1,964,332,714
- 公益事業	-	181,657,809	-	181,657,809
- 各国の財務省	-	99,692,396	-	99,692,396
デリバティブ				
- 為替先渡	-	18,344,674	-	18,344,674
資産合計	-	2,793,576,851	-	2,793,576,851
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債：				
デリバティブ				
- 為替先渡	-	70,308,700	-	70,308,700
- 債券先物	218,679	-	-	218,679
負債合計	218,679	70,308,700	-	70,527,379

その価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、先物契約が含まれます。当ファンドは、当該商品については相場価格の調整を行っていません。

活発とはみなされない市場で取引されているものの、市場相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットを利用した別の価格決定情報に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これには投

資適格社債および店頭取引デリバティブが含まれます。

レベル1に分類される現金および現金残高ならびに証拠金勘定を除き、2017年6月30日および2016年12月31日現在、公正価値で測定していない当ファンドの資産および負債は、レベル2に分類されます。当該資産および負債の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似しています。

4.9 マスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である相殺および金額

2017年6月30日および2016年12月31日現在、当ファンドは、デリバティブの取引相手方とのマスター・ネットィング契約の影響を受けます。当ファンドのデリバティブ資産および負債はすべて、かかる取引相手方との契約で保有され、当ファンドが維持する証拠金残高には、デリバティブのポジションの担保を提供する目的があります。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である当ファンドの金融資産および負債を示したものであり、金融商品の種類毎に示されています。

2017年6月30日現在

相殺、強制可能なマスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である金融資産：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に表示された金融資産純額	財政状態計算書において相殺されていない関連する金額		
				金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約	46,956,080	-	46,956,080	19,759,460	-	66,715,540
証拠金勘定	12,997,860	-	12,997,860	-	-	12,997,860

相殺、強制可能なマスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である金融負債：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に表示された金融負債純額	財政状態計算書において相殺されていない関連する金額		
				金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約	-	(20,477,751)	(20,477,751)	(19,759,460)	-	(40,237,211)

2016年12月31日現在

相殺、強制可能なマスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である金融資産：

種類	認識された金融資産の総額	認識された金融負債の総額	財政状態計算書に表示された金融資産純額	財政状態計算書において相殺されていない関連する金額		
				金融商品	現金担保	純額
為替先渡契約	18,344,674	-	18,344,674	(3,057,492)	-	15,287,182
証拠金勘定	49,777,015	-	49,777,015	-	-	49,777,015

相殺、強制可能なマスター・ネットィング契約および類似する契約の対象である金融負債：

財政状態計算書において相殺されていない関連する金額

種類	財政状態計算書に			金融商品	現金担保	純額
	認識された金融 資産の総額	認識された金融負 債の総額	表示された金融負 債純額			
為替先渡契 約	-	(70,308,700)	(70,308,700)	3,057,492	-	(67,251,208)
債券先物	-	(218,679)	(218,679)	-	-	(218,679)

5. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

	2017年6月30日現在 日本円	2016年12月31日現在 日本円
金融資産		
負債証券	1,482,613,888	2,775,232,177
為替先渡(注記6)	46,956,080	18,344,674
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,529,569,968	2,793,576,851
金融負債		
為替先渡(注記6)	20,477,751	70,308,700
債券先物	-	218,679
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	20,477,751	70,527,379

6. デリバティブ金融商品

当ファンドは、以下のデリバティブ商品を保有しています。

為替先渡

当ファンドは、為替先渡契約を締結しています。為替先渡契約は、為替を特定の将来の日に特定の価格で特定の額を購入または売却する、二者間での契約です。開始時には元本金額の交換はなく、期日に正味の受取または支払ポジションが決済されます。為替先渡は、外国為替リスクの抑制およびヘッジのために利用されていますが、ヘッジ関係におけるヘッジとして指定されていません。

債券先物

先物は、組織化されている市場で確定した特定の価格で将来のある日に金融商品を購入または売却する契約上の義務です。先物契約は、現金または市場性ある有価証券によって担保され、先物契約の価値の変動額は、日々値洗いされます。先物は、差金決済されます。

財政状態計算書日現在、当ファンドのデリバティブ金融商品は、以下に詳述のとおりです。

	想定元本 日本円	公正価値	
		資産 日本円	負債 日本円
2017年6月30日現在			
為替先渡	3,925,531,515	46,956,080	20,477,751

	想定元本 日本円	公正価値	
		資産 日本円	負債 日本円
2016年12月31日現在			
為替先渡	3,272,676,724	18,344,674	70,308,700
債券先物	144,732,625	-	218,679

7. 現金および現金残高

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金残高は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されています。

	2017年6月30日現在 日本円	2016年12月31日現在 日本円
銀行預金	210,390,131	136,773,076

8. 証拠金勘定

証拠金勘定は、未決済の為替先物予約に関して、ブローカーであるUOBブリオン&フューチャーズに保管されている残高です。

	2017年6月30日現在 日本円	2016年12月31日現在 日本円
証拠金勘定	12,997,860	49,777,015

9. 未払費用

	2017年6月30日現在 日本円	2016年12月31日現在 日本円
未払投資顧問会社報酬	1,940,459	2,250,795
未払受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	1,879,044	984,901
未払保管受託銀行報酬	974,597	1,005,219
未払監査報酬	2,804,595	5,655,627
未払源泉税	3,666,550	3,666,550
未払税務助言料	1,706,795	5,860,943
	12,972,040	19,424,035

10. 当ファンドの受益証券

すべての受益証券は、分配金を受け取る権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受ける権利があります。関連する変動は、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書に示されています。注記1に概説された目的および注記4のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った申込金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持します。このような流動性は、短期借入金または必要な場合には上場有価証券の処分によって高められます。各クラスの受益証券口数および対応する金額に関する変動ならびに報告日現在における受益証券1口当たり純資産額の要約は、以下のとおりです。

2017年6月30日現在	受益証券	日本円
J P Yクラス		
期首残高	2,015,349,497	3,030,248,211
当半年間の発行	370,752,075	277,781,210
当半年間の償還	(1,605,096,212)	(1,200,942,464)
期末残高*	781,005,360	2,107,086,957
受益証券1口当たり純資産額		0.7309
K R Wクラス		
期首残高	32,052,193	53,400,000
当半年間の発行	407,872	400,000
当半年間の償還	(820,766)	(800,000)
期末残高*	31,639,299	53,000,000
受益証券1口当たり純資産額		0.9299
C N Yクラス		

期首残高	110,379,570	201,600,000
当半年間の発行	48,813,260	45,000,000
当半年間の償還	(48,947,625)	(45,000,000)
期末残高*	110,245,205	201,600,000
受益証券1口当たり純資産額		0.8997

AUDクラス		
期首残高	701,289,127	492,536,563
当半年間の発行	358,185,826	249,586,239
当半年間の償還	(659,261,072)	(448,092,013)
期末残高*	400,213,881	294,030,789
受益証券1口当たり純資産額		0.6826

カレンシー・バスケット・クラス		
期首残高	901,809,508	1,513,700,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(40,154,461)	(35,000,000)
期末残高*	861,655,047	1,478,700,000
受益証券1口当たり純資産額		0.8602

2017年6月30日に終了した半年間の追加申込合計		572,767,449
2017年6月30日に終了した半年間の償還合計		(1,729,834,477)

*日本円の残高には、営業活動による受益証券保有者に帰属する純資産の変動は含まれていません。

2016年6月30日現在	受益証券	日本円
JPYクラス		
期首残高	2,597,716,483	3,500,322,653
当半年間の発行	160,368,249	128,785,834
当半年間の償還	(710,742,781)	(568,099,292)
期末残高	2,047,341,951	3,061,009,195
受益証券1口当たり純資産額		0.8075

KRWクラス		
期首残高	35,658,955	57,000,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(2,469,240)	(2,500,000)
期末残高	33,189,715	54,500,000
受益証券1口当たり純資産額		0.9381

CNYクラス		
期首残高	125,748,767	217,400,000
当半年間の発行	6,043,668	6,000,000
当半年間の償還	(24,182,139)	(24,500,000)
期末残高	107,610,296	198,900,000
受益証券1口当たり純資産額		0.9402

AUDクラス		
期首残高	899,869,693	644,568,216
当半年間の発行	40,640,585	30,882,710
当半年間の償還	(207,989,049)	(158,329,080)

期末残高	732,521,229	517,121,846
受益証券1口当たり純資産額		0.7066
カレンシー・バスケット・クラス		
期首残高	1,041,074,517	1,637,700,000
当半年間の発行	-	-
当半年間の償還	(84,402,429)	(76,000,000)
期末残高	956,672,088	1,561,700,000
受益証券1口当たり純資産額		0.8541
2016年6月30日に終了した半年間の追加申込合計		165,668,544
2016年6月30日に終了した半年間の償還合計		(829,428,372)

* 日本円の残高には、営業活動による受益証券保有者に帰属する純資産の変動は含まれていません。

11. 受益証券保有者に対する分配金

半年間に支払われた分配金は、以下の通りです：

2017年6月30日現在

権利付最終日 (落ち日)	J P Yクラス		K R Wクラス	
	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額
	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年1月31日	0.0060	(11,887,470)	0.0155	(503,131)
2017年2月28日	0.0060	(12,005,328)	0.0085	(275,911)
2017年3月31日	0.0060	(11,675,317)	0.0085	(268,934)
2017年4月28日	0.0060	(11,317,023)	0.0085	(268,934)
2017年5月31日	0.0060	(10,769,826)	0.0085	(268,934)
2017年6月30日	0.0060	(4,637,581)	0.0085	(268,934)
		<u>(62,292,545)</u>		<u>(1,854,778)</u>

権利付最終日 (落ち日)	C N Yクラス		A U Dクラス	
	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額
	日本円	日本円	日本円	日本円
2017年1月31日	0.0190	(2,206,649)	0.0170	(12,543,599)
2017年2月28日	0.0115	(1,237,092)	0.0100	(7,350,781)
2017年3月31日	0.0115	(1,262,096)	0.0100	(7,235,442)
2017年4月28日	0.0115	(1,286,588)	0.0100	(7,212,889)
2017年5月31日	0.0115	(1,300,131)	0.0100	(8,017,761)
2017年6月30日	0.0115	(1,267,820)	0.0100	(3,977,111)
		<u>(8,560,376)</u>		<u>(46,337,583)</u>

カレンシー・バスケット・クラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり)		分配金額 日本円
	日本円		
	2017年1月31日	0.0130	
2017年2月28日	0.0080	(7,151,661)	

2017年3月31日	0.0080	(7,060,524)
2017年4月28日	0.0080	(6,985,940)
2017年5月31日	0.0080	(6,985,940)
2017年6月30日	0.0080	(6,893,240)
		<u>(46,698,753)</u>

2017年6月30日に終了した半年間の分配金合計 (165,744,035)

2016年6月30日現在

J P Yクラス

K R Wクラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額
	日本円	日本円	日本円	日本円
2016年1月29日	0.0060	(14,778,292.00)	0.0080	(290,645.00)
2016年2月29日	0.0060	(13,628,748.00)	0.0080	(286,283.00)
2016年3月31日	0.0060	(13,069,058.00)	0.0085	(286,283.00)
2016年4月29日	0.0060	(13,042,778.00)	0.0085	(282,113.00)
2016年5月31日	0.0060	(12,900,985.00)	0.0085	(282,113.00)
2016年6月30日	0.0060	(12,367,993.00)	0.0085	(282,113.00)
		<u>(79,787,854.00)</u>		<u>(1,709,550.00)</u>

C N Yクラス

A U Dクラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額
	日本円	日本円	日本円	日本円
2016年1月29日	0.0070	(1,435,987.00)	0.0100	(8,559,421.00)
2016年2月29日	0.0070	(1,435,987.00)	0.0100	(8,214,162.00)
2016年3月31日	0.0115	(1,424,875.00)	0.0100	(7,951,159.00)
2016年4月29日	0.0115	(1,347,009.00)	0.0100	(7,658,734.00)
2016年5月31日	0.0115	(1,347,009.00)	0.0100	(7,504,098.00)
2016年6月30日	0.0115	(1,237,518.00)	0.0100	(7,321,915.00)
		<u>(8,228,385.00)</u>		<u>(47,209,489.00)</u>

カレンシー・バスケット・クラス

権利付最終日 (落ち日)	分配率 (受益証券 1口当たり)	分配金額
	日本円	日本円
2016年1月29日	0.0080	(8,206,677.00)
2016年2月29日	0.0080	(8,146,733.00)
2016年3月31日	0.0080	(8,102,402.00)
2016年4月29日	0.0080	(7,929,783.00)
2016年5月31日	0.0080	(7,840,467.00)
2016年6月30日	0.0080	(7,653,377.00)
		<u>(47,879,439.00)</u>

2016年6月30日に終了した半年間の分配金合計 (184,814,717)

12. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使できる場合に、関連当事者であるとみなされます。

本財務書類中に別途開示された以外に、期中に以下の関連当事者との取引が行われました。

(a) 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率0.30%の投資顧問会社報酬を受け取る権利を有しています。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされます。

当半年間の投資顧問会社報酬合計額は4,133,307円（2016年6月30日：5,059,809円）であり、当半年間末現在、投資顧問会社に対する既発生・未払報酬残高は1,940,459円（2016年6月30日：2,511,858円）です。

(b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬

受託会社報酬および管理事務代行会社は、年率0.06%のレートにて課されます（年額72,000米ドルの最低料金がかかります。）。名義書換代理報酬は、取引とシェアクラスの数に基づいて追加で課されます。シンガポールの祝日サポート報酬は、年額10,000米ドルの固定料金で課されます。これらの報酬は、包括利益計算書上では「受託会社報酬および管理事務代行会社報酬」としてまとめて表示されています。

当半年間の受託会社報酬および管理事務代行会社報酬合計額は5,654,028円（2016年6月30日：5,724,414円）であり、当半年間末現在、受託会社に対する既発生・未払報酬残高は1,879,044円（2016年6月30日：2,891,161円）です。

(c) 保管受託銀行報酬

当ファンドは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンと当ファンドの保管受託銀行サービスを提供する契約を結んでいます。保管受託銀行報酬は、年額50,000米ドルの最低料金がかかります。

当半年間の保管受託銀行報酬合計額は3,788,809円（2016年6月30日：3,401,561円）であり、当半年間末現在、保管受託銀行に対する既発生・未払報酬残高は974,597円（2016年6月30日：1,499,589円）です。

国内マネー・マザーファンド

貸借対照表

	（単位：円）	
	平成29年 6月 8日現在	平成29年12月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	495,495,503	487,332,108
流動資産合計	495,495,503	487,332,108
資産合計	495,495,503	487,332,108
負債の部		
流動負債		
未払利息	1,004	837
流動負債合計	1,004	837
負債合計	1,004	837
純資産の部		
元本等		
元本	490,196,332	482,273,384
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	5,298,167	5,057,887
元本等合計	495,494,499	487,331,271
純資産合計	495,494,499	487,331,271
負債純資産合計	495,495,503	487,332,108

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

平成29年 6月 8日現在	平成29年12月 8日現在
1. 計算日における受益権の総数 490,196,332口	1. 計算日における受益権の総数 482,273,384口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0108円 (1万口当たり純資産額) (10,108円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0105円 (1万口当たり純資産額) (10,105円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	当ファンドの投資している金融商品は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 6月 8日現在	平成29年12月 8日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成28年12月 9日 至 平成29年 6月 8日	自 平成29年 6月 9日 至 平成29年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成29年 6月 8日現在	平成29年12月 8日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	490,196,332円	490,196,332円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	7,922,948円
同期末における元本の内訳		
中東・北アフリカ株式ファンド	10,910,842円	10,910,842円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	1,781,537円	1,781,537円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	227,606円	227,606円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	693,180円	693,180円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	792,515円	792,515円
アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	3,960,411円	3,960,411円
アジア・ウェイブ マネープールファンド	968,798円	968,798円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジなしコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）毎月決算・為替ヘッジありコース	4,951,966円	4,951,966円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジなしコース	990,394円	990,394円
世界高配当株セレクト（目標払出し型）年2回決算・為替ヘッジありコース	990,394円	990,394円
新光インド・ルピー債券ファンド（毎月決算型）	7,922,948円	- 円
グローバル・アロケーション・オープンAコース（年1回決算・為替ヘッジなし）	69,246,703円	69,246,703円
グローバル・アロケーション・オープンBコース（年4回決算・為替ヘッジなし）	366,963,518円	366,963,518円
グローバル・アロケーション・オープンCコース（年1回決算・限定為替ヘッジ）	4,947,950円	4,947,950円
グローバル・アロケーション・オープンDコース（年4回決算・限定為替ヘッジ）	9,895,604円	9,895,604円
合計	490,196,332円	482,273,384円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース

(平成29年12月29日現在)

資産総額	274,659,482円
負債総額	186,580円
純資産総額(-)	274,472,902円
発行済口数	349,209,445口
1口当たり純資産額(/)	0.7860円
(1万口当たり純資産額)	(7,860円)

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース

(平成29年12月29日現在)

資産総額	32,872,785円
負債総額	21,844円
純資産総額(-)	32,850,941円
発行済口数	37,478,655口
1口当たり純資産額(/)	0.8765円
(1万口当たり純資産額)	(8,765円)

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース

(平成29年12月29日現在)

資産総額	104,802,095円
負債総額	1,468,380円
純資産総額(-)	103,333,715円
発行済口数	129,393,372口
1口当たり純資産額(/)	0.7986円
(1万口当たり純資産額)	(7,986円)

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース

(平成29年12月29日現在)

資産総額	151,402,019円
負債総額	186,609円

純資産総額(-)	151,215,410円
発行済口数	246,839,788口
1口当たり純資産額(/)	0.6126円
(1万口当たり純資産額)	(6,126円)

アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース

(平成29年12月29日現在)

資産総額	682,593,867円
負債総額	583,884円
純資産総額(-)	682,009,983円
発行済口数	836,460,106口
1口当たり純資産額(/)	0.8154円
(1万口当たり純資産額)	(8,154円)

アジア・ウェイブ マネープールファンド

(平成29年12月29日現在)

資産総額	1,000,020円
負債総額	27円
純資産総額(-)	999,993円
発行済口数	1,000,000口
1口当たり純資産額(/)	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)

(参考) 国内マネー・マザーファンド

(平成29年12月29日現在)

資産総額	487,316,148円
負債総額	879円
純資産総額(-)	487,315,269円
発行済口数	482,273,384口
1口当たり純資産額(/)	1.0105円
(1万口当たり純資産額)	(10,105円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定

まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成29年12月29日現在）

資本金の額	20億円	
会社が発行する株式総数	100,000株	（普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株	（普通株式24,490株、A種種類株式 15,510株）

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．会社の機構（平成29年12月29日現在）

（イ）会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

（ロ）投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基

づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成29年12月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,293,117,020,606
追加型株式投資信託	855	12,654,793,140,365
単位型公社債投資信託	56	279,714,647,698
単位型株式投資信託	136	918,568,212,117
合計	1,085	15,146,193,020,786

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第31期 （平成28年3月31日現在）	第32期 （平成29年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,951,736	27,972,477
金銭の信託	13,094,914	12,366,219

有価証券		-		297,560
未収委託者報酬		4,460,404		10,164,041
未収運用受託報酬		1,859,778		7,250,239
未収投資助言報酬		277,603		316,414
未収収益		205,097		52,278
前払費用		44,951		533,411
繰延税金資産		341,078		678,104
その他		40,689		445,717
	流動資産計	33,276,255		60,076,462
固定資産				
有形固定資産		658,607		1,900,343
建物	1	29,219	1	1,243,812
車両運搬具	1	549	1	-
器具備品	1	184,683	1	656,235
建設仮勘定		444,155		295
無形固定資産		1,706,201		1,614,084
商標権		7		5
ソフトウェア		1,645,861		1,511,558
ソフトウェア仮勘定		53,036		98,483
電話加入権		7,148		3,934
電信電話専用施設利用権		146		103
投資その他の資産		6,497,772		10,055,336
投資有価証券		458,701		3,265,786
関係会社株式		3,229,196		3,306,296
長期差入保証金		2,040,945		1,800,827
前払年金費用		-		686,322
繰延税金資産		679,092		893,887
その他		89,835		102,215
	固定資産計	8,862,580		13,569,764
	資産合計	42,138,836		73,646,227

(単位：千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	966,681	1,169,128
未払金	2,055,332	4,745,195
未払収益分配金	-	1,027
未払償還金	49,873	57,332
未払手数料	1,744,274	4,062,695

その他未払金	261,185	624,140
未払費用	3,076,566	7,030,589
未払法人税等	1,223,957	1,915,556
未払消費税等	352,820	891,476
賞与引当金	728,769	1,432,264
役員賞与引当金	-	27,495
流動負債計	8,404,128	17,211,706
固定負債		
退職給付引当金	997,396	1,305,273
役員退職慰労引当金	154,535	-
時効後支払損引当金	-	216,466
本社移転費用引当金	-	942,315
固定負債計	1,151,932	2,464,055
負債合計	9,556,060	19,675,761
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	-	17,124,479
利益剰余金	28,000,340	31,899,643
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	27,877,047	31,776,350
別途積立金	22,030,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,347,047	6,696,350
株主資本計	32,428,818	53,452,601
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	153,956	517,864
評価・換算差額等計	153,956	517,864
純資産合計	32,582,775	53,970,465
負債・純資産合計	42,138,836	73,646,227

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		

委託者報酬	30,188,445		56,355,754	
運用受託報酬	7,595,678		12,834,241	
投資助言報酬	993,027		1,002,482	
その他営業収益	724,211		378,715	
営業収益計		39,501,363		70,571,194
営業費用				
支払手数料	12,946,176		24,957,038	
広告宣伝費	468,931		838,356	
公告費	258		991	
調査費	7,616,390		15,105,578	
調査費	4,969,812		7,780,474	
委託調査費	2,646,578		7,325,104	
委託計算費	412,257		891,379	
営業雑経費	548,183		1,102,921	
通信費	34,855		51,523	
印刷費	436,756		926,453	
協会費	23,698		37,471	
諸会費	40		74	
支払販売手数料	52,833		87,399	
営業費用計		21,992,198		42,896,265
一般管理費				
給料	5,382,757		8,517,089	
役員報酬	242,446		220,145	
給料・手当	4,431,015		7,485,027	
賞与	709,295		811,916	
交際費	43,975		66,813	
寄付金	2,628		13,467	
旅費交通費	254,276		297,237	
租税公課	180,892		430,779	
不動産賃借料	1,128,367		1,961,686	
退職給付費用	226,460		358,960	
固定資産減価償却費	902,248		825,593	
福利厚生費	36,173		39,792	
修繕費	31,617		27,435	
賞与引当金繰入額	728,769		1,432,264	
役員賞与引当金繰入額	-		27,495	
役員退職慰労引当金繰入額	49,320		-	
役員退職慰労金	5,250		63,072	
機器リース料	140		210	
事務委託費	251,913		1,530,113	
事務用消耗品費	70,839		127,265	
器具備品費	14,182		271,658	
諸経費	214,532		129,981	
一般管理費計		9,524,346		16,120,918
営業利益		7,984,819		11,554,010

(単位：千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	営業外収益			
受取利息		2,079		537
受取配当金		25,274		51,036
時効成立分配金・償還金		-		103
為替差益		3,996		7,025
投資信託解約益		-		2
雑収入	1	6,693	1	18,213
営業外収益計		38,044		76,918

営業外費用					
投資信託解約損		-		31,945	
投資信託償還損		-		47,201	
金銭の信託運用損		305,368		552,635	
時効成立後支払分配金・償還金		-		39	
時効後支払損引当金繰入額		-		209,210	
営業外費用計			305,368		841,031
経常利益			7,717,494		10,789,897
特別利益					
固定資産売却益	2	-		2,348	
投資有価証券売却益		3,377		-	
貸倒引当金戻入益		-		8,883	
訴訟損失引当金戻入益		-		21,677	
その他特別利益		-		746	
特別利益計			3,377		33,655
特別損失					
固定資産除却損	3	624		23,600	
固定資産売却損	4	2,653		10,323	
投資有価証券評価損		-		12,085	
ゴルフ会員権評価損		6,307		4,832	
訴訟和解金		-		30,000	
本社移転費用	5	-		1,511,622	
特別損失計			9,584		1,592,463
税引前当期純利益			7,711,286		9,231,089
法人税、住民税及び事業税			2,557,305		2,965,061
法人税等調整額			27,424		177,275
法人税等合計			2,584,730		2,787,786
当期純利益			5,126,556		6,443,302

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000

当期純利益									5,126,556
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,417,784	29,846,262	252,905	252,905	30,099,168
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	5,126,556	5,126,556			5,126,556
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			98,949	98,949	98,949
当期変動額合計	2,582,556	2,582,556	98,949	98,949	2,483,607
当期末残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企業年金制度（キャッシュバランス型）について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p> <p>なお、本社移転費用引当金繰入額は、本社移転費用に含めて表示しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計方針の変更

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42,532千円増加しております。

追加情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 当社は、平成28年9月7日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度末日までに217,608千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
建物	767,802	53,098
車両運搬具	4,374	-
器具備品	562,853	734,064

(損益計算書関係)

1. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
雑収入	4,715	8,183

2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	546
車両運搬具	-	696
器具備品	-	1,104

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
器具備品	182	4,727
ソフトウェア	442	2,821
電話加入権	-	16,052

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
建物	-	543
器具備品	2,653	9,779

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	-	942,315
旧本社不動産賃借料	-	418,583
賃貸借契約解約損	-	150,723

(株主資本等変動計算書関係)

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月21日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

平成29年6月21日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類 株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
（2）金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-

(3) 未収委託者報酬	4,460,404	4,460,404	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	1,859,778	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	32,747,840	32,747,840	-
(1) 未払手数料	1,744,274	1,744,274	-
負債計	1,744,274	1,744,274	-

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
非上場株式	77,696	337,468
関係会社株式	3,229,196	3,306,296

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を

把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	-	-	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	4,460,404	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	1,859,778	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	-	-	-

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
投資信託	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額77,696千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第32期（平成29年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

（注）非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却した其他有価証券

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	5,927	3,377	-

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（其他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度（積立型制度であります）及び退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度の一部は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（複数事業主制度を含む）

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	973,035	1,086,550
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
数理計算上の差異の発生額	21,441	89,303
退職給付の支払額	51,531	144,062
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による増加	-	1,486,547
退職給付債務の期末残高	1,086,550	2,718,372

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	-	-
期待運用収益	-	16,033
数理計算上の差異の発生額	-	1,894
事業主からの拠出額	-	37,402
退職給付の支払額	-	28,876
合併による増加	-	1,336,984
年金資産の期末残高	-	1,363,437

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	1,275,346
年金資産	-	1,363,437
	-	88,090
非積立型制度の退職給付債務	1,086,550	1,443,026
未積立退職給付債務	1,086,550	1,354,935
未認識数理計算上の差異	79,449	430,203
未認識過去勤務費用	9,704	4,852
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879
退職給付引当金	997,396	1,245,019
前払年金費用	-	325,140
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	997,396	919,879

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	134,944	189,127
利息費用	8,660	10,905
期待運用収益	-	16,033

数理計算上の差異の費用処理額	31,542	78,229
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
その他	2,268	7,498
確定給付制度に係る退職給付費用	182,267	274,580

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
株式	-	31.5%
債券	-	29.0%
共同運用資産	-	24.1%
生命保険一般勘定	-	10.5%
現金及び預金	-	4.6%
合計	-	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
割引率	0.89%	0.02% ~ 1.09%
長期期待運用収益率	-	2.50%
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 8.73%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	-
退職給付費用	-	22,562
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	-	36,177
合併による増加	-	287,313
退職給付引当金の期末残高	-	300,927

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	-	789,261
年金資産	-	1,150,443
	-	361,181
非積立型制度の退職給付債務	-	60,254

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927
退職給付引当金	-	60,254
前払年金費用	-	361,181
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	300,927

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 - 千円 当事業年度22,562千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度44,193千円、当事業年度61,817千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期	第32期
	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	79,702	124,081
未払事業所税	5,581	11,054
賞与引当金	224,898	441,996
未払法定福利費	28,395	80,909
資産除去債務	13,244	86,421
減価償却超過額(一括償却資産)	3,389	10,666
減価償却超過額	136,503	116,920
繰延資産償却超過額(税法上)	1,339	32,949
退職給付引当金	305,591	399,808
役員退職慰労引当金	47,318	-
時効後支払損引当金	-	66,282
ゴルフ会員権評価損	3,768	14,295
関係会社株式評価損	166,740	191,166
未払給与	-	12,344
本社移転費用引当金	-	289,865
その他有価証券評価差額金	1,196	-
その他	2,500	17,552
繰延税金資産小計	1,020,171	1,896,316
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,020,171	1,896,316
繰延税金負債		
前払年金費用	-	210,151
その他有価証券評価差額金	-	114,171
繰延税金負債合計	-	324,323
繰延税金資産の純額	1,020,171	1,571,992

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である

ため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後

企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円

うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030,000千円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	123,277,747千円
資産合計	123,277,747千円
流動負債	- 千円
固定負債	14,647,470千円
負債合計	14,647,470千円
純資産	108,630,277千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん金額74,319,216千円及び顧客関連資産の金額50,434,199千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,483,082千円
経常利益	4,483,082千円
税引前当期純利益	4,483,082千円
当期純利益	3,693,863千円
1株当たり当期純利益	115,512円36銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,595,800千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

その他の関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	795,405	未収投 資助言 報酬	207,235
----------	--------------------	-----------------	-------------	-----------	----------------	------------------------	-------------	------------------------	---------	------------------	---------

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	9,000千 GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社 預り 資産 の 運用	当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払 増資 の 引 受	800,617	未払 費用	308,974
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千 USD	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社 預り 資産 の 運用	当社 預り 資産 の 運用 の 顧問 料 の 支払	912,600	-	-
									473,948	未払 費用	157,130

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社預り資産の運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

第31期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

会社等	住所	資本金 又は出	事業 の内	議決 権等	関係内容	取引の	取引金額	科目	期末残高
-----	----	------------	----------	----------	------	-----	------	----	------

属性	の名称	住所	資金	容又は職業	の所有(被所有)割合	役員 の兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)		(千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	兼務 1名	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	3,023,040	未払手数料	372,837
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務 1名	当社預り資産の助言 金融技術の開発業務委託	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212

みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	-	-	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066
-------------	--------	---------	-------	---	---	-----------	-----------	-----------	----------	-----------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 当社預り資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注5) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注6) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	-	7,449,532
固定資産合計	-	124,292
流動負債合計	-	1,665,547
固定負債合計	-	114,110
純資産合計	-	5,794,167
営業収益	-	1,093,658
税引前当期純利益	-	5,546,153
当期純利益	-	3,891,816

(1株当たり情報)

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,357,615円66銭	1,349,261円64銭
1株当たり当期純利益金額	213,606円51銭	201,491円22銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円

普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	5,126,556千円	6,443,302千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	24,000株	31,978株
（うち普通株式）	（24,000株）	（24,244株）
（うちA種種類株式）	（-）	（7,734株）

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

（重要な後発事象）

当社は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング(以下、同社といいます。)の株式のうち当社が保有している全株式について、同社が実施する自己株式取得に伴い、平成29年4月1日付で同社へ譲渡いたしました。

これにより、関係会社株式売却益として1,492百万円の特別利益を計上する予定であります。

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	第33期中間会計期間末 （平成29年9月30日現在）	
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		38,311,736
金銭の信託		12,187,115
有価証券		10,007
未収委託者報酬		10,291,857
未収運用受託報酬		4,862,664
未収投資助言報酬		324,278
未収収益		55,950
前払費用		764,943
繰延税金資産		727,622
その他		498,289
	流動資産計	68,034,465
固定資産		
有形固定資産		1,782,018
建物	1	1,200,157
器具備品	1	573,952
建設仮勘定		7,907
無形固定資産		1,557,565
ソフトウェア		1,050,789

ソフトウェア仮勘定	502,759
電話加入権	3,934
電信電話専用施設利用権	81
投資その他の資産	7,742,187
投資有価証券	1,939,084
関係会社株式	3,229,196
長期差入保証金	1,566,055
繰延税金資産	906,695
その他	101,155
固定資産計	11,081,771
資産合計	79,116,236

(単位：千円)

	第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	970,622
未払金	4,511,170
未払収益分配金	1,016
未払償還金	57,332
未払手数料	4,075,374
その他未払金	377,447
未払費用	7,061,067
未払法人税等	3,136,528
未払消費税等	1,025,584
前受収益	66,578
賞与引当金	1,376,046
役員賞与引当金	24,993
本社移転費用引当金	347,010
流動負債計	18,519,601
固定負債	
退職給付引当金	1,423,210
時効後支払損引当金	199,012
固定負債計	1,622,222
負債合計	20,141,823
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478

その他資本剰余金		17,124,479
利益剰余金		36,673,439
利益準備金		123,293
その他利益剰余金		36,550,146
別途積立金		24,580,000
研究開発積立金		300,000
運用責任準備積立金		200,000
繰越利益剰余金		11,470,146
	株主資本計	58,226,396
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		748,016
	評価・換算差額等計	748,016
純資産合計		58,974,413
負債・純資産合計		79,116,236

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	42,132,996	
運用受託報酬	9,310,831	
投資助言報酬	593,439	
その他営業収益	57,716	
	営業収益計	52,094,984
営業費用		
支払手数料	18,688,374	
広告宣伝費	177,047	
公告費	860	
調査費	11,809,998	
調査費	5,371,951	
委託調査費	6,438,046	
委託計算費	550,197	
営業雑経費	555,637	
通信費	24,831	
印刷費	438,120	
協会費	27,130	
諸会費	29	
支払販売手数料	65,526	
	営業費用計	31,782,116
一般管理費		
給料	5,014,947	
役員報酬	93,260	
給料・手当	4,921,687	
交際費	22,147	
寄付金	4,057	
旅費交通費	181,947	
租税公課	331,327	
不動産賃借料	773,059	
退職給付費用	260,989	
固定資産減価償却費	1 720,970	
福利厚生費	22,315	
修繕費	1,799	

賞与引当金繰入額	1,376,046	
役員賞与引当金繰入額	24,993	
機器リース料	104	
事務委託費	1,549,368	
事務用消耗品費	75,575	
器具備品費	3,469	
諸経費	90,183	
一般管理費計		10,453,305
営業利益		9,859,563

(単位：千円)

	第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	593	
受取配当金	46,072	
時効成立分配金・償還金	85	
投資信託解約益	217,088	
投資信託償還益	93,060	
時効後支払損引当金戻入額	17,443	
雑収入	3,498	
営業外収益計		377,842
営業外費用		
為替差損	8,306	
投資信託解約損	1,365	
投資信託償還損	17,053	
金銭の信託運用損	31,660	
営業外費用計		58,386
経常利益		10,179,019
特別利益		
投資有価証券売却益	132,762	
関係会社株式売却益	1,492,680	
本社移転費用引当金戻入額	122,238	
その他特別利益	0	
特別利益計		1,747,681
特別損失		
固定資産除却損	18,065	
固定資産売却損	134	
退職給付制度終了損	690,899	
その他特別損失	50	
特別損失計		709,149
税引前中間純利益		11,217,551
法人税、住民税及び事業税		3,407,636
法人税等調整額		163,880

法人税等合計		3,243,755
中間純利益		7,973,795

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当中間期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
中間純利益									7,973,795
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	4,773,795
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	11,470,146

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計		有価証券評価差額金		
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
中間純利益	7,973,795	7,973,795			7,973,795
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			230,151	230,151	230,151
当中間期変動額合計	4,773,795	4,773,795	230,151	230,151	5,003,947
当中間期末残高	36,673,439	58,226,396	748,016	748,016	58,974,413

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="579 663 930 734"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>6～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	建物	...	6～18年	器具備品	...	2～20年
建物	...	6～18年					
器具備品	...	2～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						

5 . 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度及び確定給付型企业年金制度(キャッシュバランス型)について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、一部の確定給付企業年金制度については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
<p>当社は、当中間会計期間においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の減価償却費が286,788千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

追加情報

<p>第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)</p>
--

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第33期中間会計期間末 （平成29年9月30日現在）	
1．有形固定資産の減価償却累計額	建物	97,109千円
	器具備品	774,035千円

（中間損益計算書関係）

項目	第33期中間会計期間 （自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）	
1．減価償却実施額	有形固定資産	142,272千円
	無形固定資産	578,697千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

（金融商品関係）

第33期中間会計期間末（平成29年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	38,311,736	38,311,736	-
(2) 金銭の信託	12,187,115	12,187,115	-
(3) 未収委託者報酬	10,291,857	10,291,857	-
(4) 未収運用受託報酬	4,862,664	4,862,664	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,641,123	1,641,123	-
資産計	67,294,496	67,294,496	-
(1) 未払手数料	4,075,374	4,075,374	-
負債計	4,075,374	4,075,374	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	307,968
関係会社株式	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第33期中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
1. 子会社株式 関係会社株式(中間貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券			
区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,189,247	146,101	1,043,145
投資信託	423,152	385,910	37,242
小計	1,612,400	532,011	1,080,388
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	28,723	30,967	2,244
小計	28,723	30,967	2,244
合計	1,641,123	562,979	1,078,144
(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額307,968千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資 助言・代理業務	投資運用業務、投資 助言・代理業務	信託業務、銀行業 務、投資運用業務	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	118,742,638千円
資産合計	118,742,638千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,822,169千円
負債合計	13,822,169千円
純資産	104,920,468千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額72,413,595千円及び顧客関連資産の金額47,817,519千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	4,506,064千円
経常利益	4,506,064千円
税引前中間純利益	4,506,064千円
中間純利益	3,709,808千円
1株当たり中間純利益	92,745円22銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,616,680千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,474,360円32銭
1株当たり中間純利益金額	199,344円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
中間純利益金額	7,973,795千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,973,795千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- b. 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行(「受託者」)

- a. 資本金の額
平成29年3月末日現在、279,928百万円
- b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(資本金の額は平成29年3月末日現在)

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
楽天証券株式会社 ^(注)	7,495	同上
株式会社SBI証券 ^(注)	48,323	同上

高木証券株式会社 ^(注)	11,069	同上
-------------------------	--------	----

(注)「マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

(持株比率5%以上を記載します。)

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・ 目論見書の使用開始日

- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月7日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ウェイブ マネープールファンドの平成29年6月9日から平成29年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ウェイブ マネープールファンドの平成29年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月24日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。